

タイトル	極右政党としてのオーストリア自由党(7・完) : ハイダー指導下の台頭期を中心に
著者	東原, 正明
引用	北海学園大学法学研究, 43(1): 143-245
発行日	2007-06-00

極右政党としてのオーストリア自由党 (7・完)

——ハイダー指導下の台頭期を中心に——

東 原 正 明

目 次

はじめに——本論文のねらいと研究動向

第一章 極右政党の定義

第一節 極右主義の構成要素

第二節 ポピュリズム (以上第41巻第2号)

第二章 FPÖの綱領的性格

第一節 一九九七年以前のFPÖ綱領

1. ナショナリズムから標準化へ

2. 「ザルツブルク綱領」の実質的破棄

第二節 一九九七年「リンツ綱領」

1. 個人と社会

2. 民主主義体制

3. 国家 (ナショナリズム、超国家主義)

(1) 国家観

(2) オーストリア愛国主義

(3) EU統合問題 (以上第41巻第3号)

第三章 FPÖの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に

第一節 思想的特徴

1. ハイダーの政治的上昇過程

2. 思想的特徴——ハイダーを中心に

第二節 政治活動スタイルと組織的特色

1. 政治活動スタイル

2. 政治集団としてのFPÖ
3. FPÖの攻撃対象

第三節 台頭要因（以上第42巻第1号）

第四章 一九九九年国民議会選挙

第一節 選挙戦

1. FPÖの選挙戦
2. 選挙戦における外国人敵対性
3. SPÖの対応
4. 世論調査と連立の可能性
5. FPÖに対するÖVPの態度
6. 選挙戦におけるFPÖの政策的特徴

第二節 選挙の結果とFPÖ勝利の要因

1. 選挙結果とFPÖへの票の移動
2. FPÖの支持層とその投票動機
3. 各党の対応と連立政権の形成
4. 国際社会の反応
5. FPÖ勝利の要因（以上第42巻第2号）

第五章 ÖVP/FPÖ連立政権

第一節 ÖVP/FPÖ連立政権——FPÖの役割

1. 選挙後のFPÖの政策的立場
2. ÖVP/FPÖ連立政権成立
3. 制裁

4. ÖVP/FPÖ連立政権の評価について

- (1) オーストリアの政治的・社会的枠組みの変化

- (2) ÖVP/FPÖ連立政権とナショナリズム

第二節 二〇〇二年国民議会選挙

1. 選挙戦

- (1) 政権崩壊とFPÖへの支持減少

- (2) ÖVP、SPÖ、FPÖの対応

- (3) FPÖの政策

- (4) 次期連立政権への展望

2. 選挙結果分析——FPÖの後退要因

- (1) 有権者の動向と投票動機

- (2) 選挙結果に対するFPÖの対応

- (3) FPÖ敗北の要因

- (4) まとめ（以上第42巻第3号）

おわりに

資料1 図表（以上第42巻第4号）

資料2 翻訳

「オーストリア自由党綱領(Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs)」

オーストリア未来同盟 (Bündnis Zukunft Österreich)

綱領「同盟の立場 (Bündnispositionen)」

参考文献（以上本号）

「オーストリア自由党綱領

(Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs)」

臨時連邦党大会決議 一九九七年一〇月三〇日 リンツ デザインセンター

目次

第一章	最高の財産としての自由
第二章	人間の尊厳は不可侵である
第三章	オーストリアをまず第一に！
第四章	郷土への権利
第五章	キリスト教——ヨーロッパの基盤
第六章	運命共同体ヨーロッパ
第七章	自覚を伴った外交——共同安全保障政策
第八章	民主主義改革——自由共和国
第九章	法と秩序
第一〇章	公正な市場経済
第十一章	連帯と公正

- 第二章 家族——諸世代の共同体
- 第三章 環境
- 第四章 自由な農民——農耕地保全
- 第五章 幅広い文化——自由な芸術
- 第六章 教育の権利
- 第七章 学問とその教授は自由である

第一章 最高の財産としての自由

“自由は人間の最高の財産である。”

第一条

自由は人間の最高の財産である。自由とは最大限の責任ある自己決定である。それは、肉体的、精神的、宗教的、政治的、あるいは経済的方法でのあらゆる抑圧を、そして特に国家の全ての形態での専横を排除する。

(1) 自由概念は、人間の存在を物質的所与性に限定しない観念論的世界観に根ざしている。

(2) 過度の官僚機構や会議所国家はもとより、政党が浸透した国家システムに至るまでの体制への依存は、自由の原理という意味で解体されなければならない。

(3) 自由はあらゆる形態の抑圧と対立する。それが国家機関によってなされるのか半国家的、私的団体によってなされるのかは関係ない。しかしながら、あらゆる人間にとって可能な限り多くの自己決定を伴う生活秩序がエゴイズ

ム崇拜として理解されてはならない。個人の自由は他者の自由によって制限されるのである。

第二条

自由は、最高の財産としてあらゆる個人と、家族から民族(Volk)に至るあらゆる自然な共同体に当然与えられるべきものである。

(1) 個々の人間に最高の財産としての自由を認め、同時にそこに不可欠の価値を見いだすことは自由主義の精神的態度に適合する。しかしながら常に個人は、等しく自由権の独立した担い手である家族から民族に至る共同体に置かれる⁽¹⁾。

(2) 最大限の自由とは、全ての基本権と自由権(特に言論、結社、そして集会の自由、信教の自由や良心に従って行動する自由、さらに報道、情報の自由)が実際上も国家によっても保障されているところにのみ存在する。情報とメディアの独占は自由主義の理念とは相容れない。

(3) 家族はその関係を、内側へも外側へも個々に自律的な方法で形成することを要求する権利を持っている。それは、この自律性の枠組みにおいて個々の家族の成員の個人的権利が相互に尊重されることも意味している。

(4) 家族と民族は、政治において考慮されなければならない有機的で自然のままの実態である。諸民族と諸民族集団は、その生存権が守られ、その個性の発展が平和的方法で可能にされることを要求する権利を持っている。

(5) 国民主権の強化は、民族の自由が国際的投機家やコンツェルン、さらに国家的、半国家的国際機関によって翻弄されることから守る。

第三条

自由は、一方では自己責任を前提とし、他方では法による保護を必要とする。さらに自由は、他者への責任を義務とする。

自由主義政策においては、民族、郷土、そして国家への必要不可欠な義務を引き受けることは自由な人間の自己責任の一部とみなされる。自覚された自己責任は、外部による決定からの最高の防衛者である。それでもなお自由は、政治的、個人的自由の発展に役立ち、全ての者にとっての権利と義務のバランスを確立する法秩序の枠組みでの保護を必要とする。

第四条

自由の実現と維持は、機会の公平性と自由な発展を可能にする政治的、社会的、そして経済的環境を前提とする。私有財産とは自由が実現されたことを表現したものである。

自由主義的に整理された共同体生活の目的は、全ての創造力のできる限り最高の発展である。全ての市民による自由の有意義な行使は、私有財産が可能な限り広く拡大することを通してのみ保全されうる。

第二章 人間の尊厳は不可侵である

“自由の行使は、礼儀、名譽、そしてモラルによって決定されるべきである。”

第一条

被造物の中での人間の地位は特別である。全ての人間は無比であり、人として非互換的(unverwechselbar)である。あらゆる人間に固有であり、かつ不可侵の個人的尊厳はこのことに由来する。

(1)人間はそれ自体が自ら目的を持っており、人間の存在理由やその健康、その尊厳が有益性の考慮を受け入れることはない。そのため人間は、その存在に関して安楽死などによって危うくされ、脅かされ、あるいは滅ぼされることも、医学、特に遺伝子工学の乱用によってその尊厳が奪われることもあってはならない。男女とも法と尊厳に従って存在している。

(2)その精神、意識、そして能力が理性的かつ意識的に取り扱われることによって、被造物における特別の地位は築かれるのである。個人の尊厳の不可侵性は、このことと人としてのその無比性や人としての非互換性から生じている。

第二条

その人格に対する原則的な尊敬と敬意は、あらゆる人間に与えられて当然である。何人も、強制と暴力によって人間の肉体的に無傷な状態と精神的不可侵性を損ない、それによってその尊厳を侵害する権利を持っていない。何人も、決してその信念、意見、見解に基づいて迫害されてはならない。

- (1) 自由主義的に特徴づけられた社会では、開放的で多元的な社会の枠組みにおいてあらゆる人間にその人格の発展が確保される。あらゆる人間は発展することができるのであり、自らの決定に従って発展していく能力がある。
- (2) 発展し、その存在を人間にふさわしいものとすることを人間に可能ならしめるのは、自由主義的政策の使命である。個人を尊敬し敬意を払うことによって、一定の価値観と政治的立場に基づくあらゆる形態の差別、あるいは圧力さえも排除される。
- (3) 人々に対する公然たる名誉毀損と個人的データの乱用は、適切な責任ある法律によって制裁されなければならない。

第三条

特にイデオロギー的、世界観的定式に従って、干渉や他の侵害行為を通じてその意志に反して人間に影響を及ぼし、あるいは再教育することは人間の尊厳と両立しない。

国家的再教育、干渉、操作は、基本的には人間の尊厳に敵対するものであり、全ての人間の多様性を否定している。しかしながら多様性を認めることは、個々の人間の尊厳についての様々な評価を正当化することではない。強制的な幸福感、あるいはかつて決められた規格やイデオロギー的コンセプトに従った「新たな」人間への全体主義的改造は、人間の尊厳に対する敬意と両立しない。

第三章 オーストリアをまず第一に！

「我々にとってオーストリアとそこに住む人々が最も重要である。」

第一条

オーストリアは単なる目的団体以上の存在である。その国民は、地域的な多様性がある中で独自性と一体性を持つとする意志によって結びつけられている。この意志は、民主的、連邦主義的、法治国家的に創設されたオーストリア共和国において表現される。

(1) オーストリア愛国主義は、オーストリア人としての独自性と一体性を持つとする意志、民主主義、人権、法治国家性、そして連邦主義を堅持しようとする意志、オーストリアの文化遺産を保存しようとする意志、さらには環境、景観、そして自然を保護しようとする意志となって現れる。

(2) オーストリアのアイデンティティは多様であり、多数の地域的アイデンティティによって特徴づけられる。オーストリア国民は、苦悩に満ちた歴史的経験の後に、その地域的独自性の枠組みにおいて一体性を持つとする意志を示している。

第二条

オーストリアという国家を信奉する意志によって、オーストリア愛国主義の基礎として民主主義を維持し、さらに発展させるという永続的な任務は根拠づけられる。それに加えて、オーストリアの自主性と独自性、憲法原理の維持を支持する義務が存在する。

自由主義的理解によれば、オーストリア愛国主義は民主的に組織された共同体 (Gemeinwesen) に明確に関連しており、民主主義を市民の側に立つて発展させ、それを維持するという自由主義運動にとつての永続的な任務もその結果として生じている。この任務には、法治国家的、連邦主義的、社会的であるとともに、リベラルな憲法原理の維持が含まれる。

第三条

全てのオーストリア人の一体性からは市民権のみならず市民の義務も生じる。それは特に、連帯し機能を果たしている国家的公共団体を堅持するとともに、内外の安全保障へ貢献するための義務である。

この市民の義務は、特に——例えば老人と弱者への支援に関しての——同郷の人々との連帯の義務、社会的に不公平なケースなどの回避、国家機能を維持することへの貢献——例えば憲法上定められた最大限の役務、あるいは例えば民間人保護や防災の領域における国防ないし国内の治安維持のための個人的貢献を通じて——であると理解される。

第四条

オーストリアの歴史的・文化的遺産には、そこで生み出された業績、伝統、成果を誇ることができる。そこから生じる愛国主義によつて、自覚あるオーストリアの政治と、文化の平板化や常に強化されつつある、伝統を侮辱しオーストリアをいわれなく過小評価する動向への抵抗が義務づけられる。

(1) 全ドイツと全ヨーロッパの歴史に対するかつてのオーストリアの大きな関与と、ここに由来する文化的遺産の点

に鑑みて、国際的レベルでも自尊心とプライドを持つて振る舞うことは正当である。

(2) とりわけオーストリアのヨーロッパ連合加盟以降の、オーストリアの精神的、文化的犠牲における過度の規格化と平準化の動向につながる政策は拒否される。

(3) オーストリアへの激しい侮辱とオーストリアの個性のいわれのない過小評価によって大衆の反響を得ようとする時代精神の現れに対しては、全ての愛国的勢力の断固たる精神的抵抗が必要である。

(4) まさしくメディアのレベルでは、この数年来の文化の平板化が進行している状況が認識できる。それゆえ、オーストリア独特の伝統と地域的個性を豊かに維持するための新たな精神的、文化的出発が必要とされる。

第四章 郷土への権利

『我々の郷土を信奉する意志は我々の政治行動の基礎である。』

第一条

民主主義共和国であるオーストリアとその諸州、歴史的に定住している諸民族集団（ドイツ人、クロアチア人、ロマ人、スロヴァキア人、スロヴェニア人、チェコ人、そしてハンガリー人）、彼らによって特徴づけられた文化は、郷土概念の下で理解されなければならない。その際、オーストリア人の圧倒的多数がドイツ民族に属することは、法体系によって論理的に前提条件とされる。

(1) 郷土概念は空間的、民族的かつ文化的観点において定義される。

(2) それを通じて、祖国、数世紀にわたって歴史的に定住する諸民族集団及びその文化的伝統や各業績、各成果は文

化の担い手として保護の対象となる。

(3) オーストリアの民族集団に関する法律によって、保護の対象として歴史的に定住する(国内に元来生活する)個々の民族集団がリストアップされているが、その際司法は、オーストリア人の圧倒的多数がドイツ民族集団に属することを論理的に前提とする。

第二条

この空間的、民族的かつ文化的意味における郷土は保持され、守られ、形成されなければならない。

(1) その内容は特に、自由で民主的な法治国家の枠組みで生活するに値する環境を維持し、文明的で文化的な伝統を保護するとともに、さらに発展させる任務であり、最終的には先祖伝来の(国内に元来生活する)諸民族集団の存在及び文化的アイデンティティの保護である。それは、憲法の地位にある、一八六七年十二月二日以降の国民の普遍的権利に関する国家基本法第十九条がすでに予定していたことである。

(2) 様々な民族集団の共存と共同作業によってオーストリアの個性は導き出される。歴史的に定住する諸民族集団のさらなる存続を確保することによってのみ、この個性はまさに地域を越えた連合体が発展する時代に特に必要不可欠であると思われる事柄を維持することができる。

第三条

あらゆるオーストリア人は、そのアイデンティティと所属民族について自ら自由に決定する基本権を持っている。その民族性告白から不都合が生じてはならない。

(1) 自らのアイデンティティと所属民族を自主的に自由に決定するという、あらゆるオーストリア人の基本権は保障されるべきである。

(2) この権利は、第一条で郷土概念の保護対象として言及されたような歴史的に定住する諸民族集団に制限されることはない。むしろ、そもそも民族集団に所属していると感じるかどうかは全ての市民自身に託されている。さらに全ての市民は、そのアイデンティティに従ってどの民族集団に分類されたいかを自ら決定する権利を持っている。ただし市民は、自らの民族性告白に基づいてその歴史的に定住する民族集団との関連でのみ主体的権利を導き出すことができる。

(3) しかしながら逆に国家は、市民が自らいかなる視点を持つべきであるかを規制し、決定する権利を持っていない。だがオーストリア人には、自らが自由に決定した所属民族を理由として国家による冷遇や個人的差別が生じてはならない。

(4) それぞれの民族性への自由な告白は、あらゆる民族共同体の文化的価値や歴史的、文化的自己理解の保持とそのさらなる発展にとつての基礎的前提条件である。自らの民族には本質的特性があるというこの意識は、その特色があらゆる他の民族においても尊重される用意があるということと不可分に結びつけられなければならない。

第四条

オーストリアはその地形や人口密度、限りある資源を理由として、決して移民受け入れ国ではない。

(1) そのため、郷土への基本権はオーストリアへの無制限で制御されない移住を許容するものではない。郷土への基本権を守るための必要条件によって、その空間的に限られた広さ、人口密度、限られた資源を理由としてオースト

リアが決して移民受け入れ国であつてはならないということが、さらに明確に示されている。

(2)無制限な移民受け入れによつて、定住する国民にはその積極的な統合能力に関して過大な要求がなされ、それを通じて自らの郷土の防衛が危険にさらされるだろう。多文化を推し進めようとする試みは、それによつていられない社会の紛争が煽り立てられるために拒否される。

(3)外国人に関する法的事柄において完全な主権が維持されることによつて、オーストリア国民の利益が保護される。
 (4)しかしオーストリアは、人種的、宗教的、政治的理由から迫害された者が安全な第三国を通過せずに連邦共和国領域に入国した場合、政治亡命を認めなければならない。だがさらに全ての被迫害者は、その先祖伝来の民族性を認め、自らの郷土へ帰る権利も持っている。特に、過去数十年間の悲惨な事件の過程でその郷土への基本権を暴力的追放措置を通じて侵害され、郷土を追われた多数の人々はこの基本権を失つてはならず、自らの郷土へ帰る権利を保持している。

第五章 キリスト教——ヨーロッパの基盤

“我々は、我々の伝統から新たな物事への力を創造する。それはキリスト教によつても決定的に特徴づけられている。”

第一条

キリスト教と古代の世界によつて特徴づけられる世界秩序は、ヨーロッパの重要な精神的基礎を形成している。ヒューマニズムから啓蒙主義に至る本質的な精神の潮流はそれに基づいている。キリスト教ではない宗教の信者や宗

教的信仰告白を行っていない人間も、キリスト教的価値と伝統による文化的特徴を持っている。

(1) ヨーロッパ文明は、その最も古い起源を古代に持っている。ヨーロッパの外観は、キリスト教による決定的な方法においてその信仰の多様性の中に特徴づけられた。さらにヨーロッパは、ユダヤ教や他の非キリスト教の宗教団体によっても影響を受けた。

(2) ヨーロッパの法秩序は、キリスト教的基本価値による合意に基づいている。

第二条

西洋の精神的基礎を保護するためには、その価値を守るキリスト教が必要である。このヨーロッパの基礎を維持するための努力においては、たとえば様々な政治問題に異なった見解がもたらされるとしても、自由主義者はキリスト教教会の思想的パートナーとなる。

(1) 人間の尊厳と根本的自由の思想、そこから導き出される民主主義と共同決定、法治国家性の観念、連帯の思想、さらに生命と被造物への敬意こそが西洋の精神的基礎である。

(2) しかしながらこの基礎は、様々な傾向によって危険にさらされている。拡大するイスラム過激派の原理主義とそのヨーロッパへの浸透、さらに快楽主義的消費主義、攻撃的資本主義、オカルティズムと似非宗教セクトの増大、そして最終的には全ての生活領域で一層確認されうるニヒリズムによって、価値に関する合意が脅かされ、そのためにこの合意はいまにも消滅しそうになっている。

(3) 大きなキリスト教教会には、ヨーロッパ的価値に関する合意を保護するための決定的役割がある。それは自由主義運動にとっても政治的関心事であるので、自由主義運動は自らをキリスト教教会の当然のパートナーと見ている。

その結果としてFPOは公立学校での宗教の授業も支持するが、そのかわりにその哲学的・世界観的基礎に関するいかがわしい「倫理の授業」を導入する試みを明確に拒否する。

(4)ただしヨーロッパの多くの人々は、精神的脅迫に決然と抵抗し、社会福祉の機関という役割に甘んじない教会の努力が再び拡大されることを期待している。

(5)リベリズムはその発展において、宗教的慣習によって非常に頻繁に行われた世界観的、宗教的不寛容に常に反発してきた。この歴史的段階の中で反聖職者主義は発生したが、オーストリアにおけるキリスト教的宗教的慣習の役割の変化に直面して、それは時代遅れになった。

第三条

教会と世間一般に認められた宗教的共同体の独立を確保するためには、教会と国家の制度的分離が必要である。さらにこの分離は、個々人の自由を保全するための本質的保証人でもある。

(1)教会と宗教的共同体の独立を確保するためには、制度的ではあるが精神的ではない教会と国家の分離が必要である。それはとりわけ、教会による政党政治の悪用を避け、政党のイデオロギーによって良心が捕らえられることを妨げるためにも必要不可欠である。

(2)教会と国家の制度的分離によって、ヨーロッパにおける自由主義的伝統のためのあらゆる自由行動の余地を作り出すことが促進された。

(3)宗教的任務や、教会と世間一般に認められた宗教的共同体による価値の方向づけは、それを通じて発展の可能性を最大限に保障するために自律性を持つ必要がある。歴史の経験が教えるように、それによって個々人の自由を確

保するためのさらなる不可欠の貢献が可能になるのである。

第六章 運命共同体ヨーロッパ

“共通のヨーロッパは、その諸民族の多様性とアイデンティティを維持しなければならない。”

第一条

ヨーロッパとは地理的概念以上のものである。ヨーロッパはキリスト教的・西洋的価値共同体に基づいている。共通の運命によって結びつけられた諸民族とその文化的遺産がヨーロッパを形成し、支えている。

(1) ヨーロッパ概念は、地理的意味にもヨーロッパ連合が意味するような超国家的組織にも還元されえない。ヨーロッパは諸民族と諸民族集団、諸宗教と諸国家の多様性を表現するものであり、歴史的に強まった価値共同体を基礎とする国家的連合体である。

(2) 中心に位置するオーストリアの地理的環境とその歴史のために、この国家にはヨーロッパにおける仲介者としての特別に共同で形成した役割が割り当てられる。

(3) ヨーロッパの豊かさは、その諸民族と諸民族集団の多様性にある。キリスト教的・西洋的価値共同体は、個々人の自由と諸民族の自由に特別の地位を認めている（事実、他の文化グループのそれより高い地位である）。

第二条

ヨーロッパの将来的な決定は、その諸民族の緊密な共同作業において形成される。政治的に形作られたヨーロッパ

は、ヨーロッパ連合によつては一部のみが表現されるだけであろう。ヨーロッパの多様性ゆえに、様々な領域で異なる国家連合を予定する政治的共同作業の形態が求められる。その際、諸国家の自主性は、当面設定された目標を達成するため無条件に必要な規模においてのみ制限されるべきである。

(1)ヨーロッパの将来的な運命は、その諸民族によつて自由に形成されることで特徴づけられなければならない。その際、歴史的に生じた多様性と文化遺産は保持され、さらに発展させられなければならない。

(2)第一にこの多様性は、ヨーロッパの精神的・文化的なさらなる発展を保障し、そのため現在の均等化と平等主義の傾向から守られなければならない。

(3)ヨーロッパ連合はヨーロッパの現実の一部でしかない。EUはヨーロッパ連邦国家ではなく、国家連合に発展しなければならない。

(4)それとらなくて、多様な形での国際的共同作業は、EU加盟国であるか否かに関わらず、今後のヨーロッパ的国家連合の形態において可能でなければならない。

(5)ヨーロッパ的共同作業は、国家的使命を実現する際には補完性原理に従って形成されなければならない。そのためヨーロッパ連合は、自らの権限を確定するためにいわゆる「権限維持のための権限」を決して保持してはならない。

第三条

市民の側に立つ民主的なヨーロッパは、可能な限り連邦主義的権限を通して、歴史的に自然な地域間の直接的共同作業においてのみ形成されうる。

(1) ヨーロッパのさらなる発展は、民主主義と市民権の強化によって特徴づけられる。ヨーロッパにおいて一層連帯が進むことで、その市民にとっての自由がより少なくなるということがあつては決してならない。自由と市民の側に立つということは、経験上、連邦主義的に形成された権限を通して最も達成されうる。

(2) 厳格な規則と官僚機構は、超国家的なヨーロッパのレベルへ移されるかわりに解体される。それゆえヨーロッパ的共同作業は、国家的使命を実現する際には補完性原理に従って形成されなければならない。

(3) ヨーロッパに形成されつつある連邦主義的構造は、保護され利用されるだけではなく、強化されなければならない。歴史的に自然な国家の統一性や構造、該当する国民の自決権を無視しての作為的な地域の創設は明確に拒否される。

第四条

ヨーロッパ内部の平和は、民族集団の権利を前提として確保されなければならない。それは、多くの場合諸民族の植民の境界が国境と重なり合わず、そのためヨーロッパの多くの国家には代々受け継がれてきた民族的少数派がとどまっているという事実に由来する。この全ての民族集団は、引き続きの存続、同化の強要からの保護、その文化的・政治的独自性の確保と発展、そして広範な共同作業を認める基本権を、国境を越えて持っている。

(1) ヨーロッパの民族集団の権利は、民族的少数派の保護と少数派問題の解決を自決権と郷土への権利に基づいて保障しなければならない。

(2) ヨーロッパ連合の枠組みにおける地域的結合の構築は、諸民族集団の共同作業への権利に配慮して行われなければならない。

(3)あらゆる民族集団の引き続いての存続を認める基本権や同化の強要からの保護を前提として、オーストリアには、自国の民族集団を守るもののみならず、かつてのオーストリア・ハンガリー帝国領で存続を脅かされているドイツ系少数派にとつての保護供与国機能を果たす義務を課されている。

第七章 自覚を伴った外交——共同安全保障政策

“オーストリアは全ヨーロッパの平和と安全のシステムの一部でなければならない。”

第一条

オーストリアの外交政策は、国家の安全に関わる利害、オーストリアの主権の維持と確保、その国民の自由の保護という目的に従つて優先的に進められなければならない。その上で、経済的・文化的利益や国外でのオーストリアの威信は守られなければならない。

(1)ヨーロッパの心臓部に位置するオーストリアにとつて、自覚を伴った積極的な外交は最も重要である。外国、とりわけヨーロッパ連合内部におけるオーストリアやその市民の利益へのより自覚的な関与やその文化的・政治的威信の強化は、外交の原則でなければならない。

(2)オーストリアはその国民に、世界的規模での可能な限りの保護と援助を行わなければならない。そしてそれは他の国家との協力においても行われる。

(3)ドイツ語の保護と拡大、とりわけ国際組織における公用語、生きた経済的・学術的言語としてのドイツ語の使用は、特に他のドイツ語圏の国家との共同作業を通して促進されなければならない。

(4)開発援助に関しては、画一的なばらまきの原理とも、個々の国家のイデオロギー的な理由による支援とも一線を画さなければならない。オーストリアの関心は、特に危機的状況、紛争、そしてそれと結びついた難民の流出を回避するために、発展途上国における社会的・経済的基準が高められることにある。破局的事例における短期的援助を除いて、開発援助の際には自助のための援助が出発点とされなければならない。該当する国民には、知識の伝達と具体的なプロジェクトへの援助を通して、その郷土に長期的に生き残れる見込みを見いだす可能性が与えられるべきである。

第二条

中立は、東欧社会主義圏の崩壊と「冷戦」の終結によってオーストリア外交の支配的行動基準としての機能を失った。中立は一九五五年の国連加盟に始まり、徐々に放棄され、結局一九九五年のEU加入によって時代遅れになった。同じく一九五五年のウィーン国家条約も無意味である。

(1)オーストリアの「永続的中立国」の地位は、一九五五年にソ連によって国家条約締結のための条件とされた(「モスクワ覚書」)。そのため中立は、オーストリアの完全な主権と自由の回復のための手段であった。中立の大きな歴史的意義はそこにあった。しかし、中立が万一の場合にはオーストリアに対して何の保護も与えないということは、今日では明確に裏づけられている。永続的中立の要求(独自に強力な国防を行うこと、紛争当事者の一方を支持しないことなど)も、オーストリアは実際には決して重大なこととして受け取らなかった。結局、マーストリヒト条約において目標として共同安全保障政策(GASP)を予定するEUへの加盟は、中立とは絶対的に両立しなかった。

(2)世界の政治状況が変化することによって、主権を制限する規定を伴い一九五五年にウィーンで結ばれた国家条約は時代遅れになっている。例えば民族集団の権利のような国家条約の内容の大部分は、オーストリアの法秩序の最も古い構成要素と化している。ここでもオーストリアは、この国家条約の規定の転換には第三国による主権の制限を伴った統制を必要としないという明確なシグナルを送るべきであろう。

第三条

機能しうる広範な軍事的防衛システムによる保護を獲得することは、オーストリアの安全にとって利益となる。したがってオーストリアは、北大西洋条約機構(NATO)と西欧同盟(WTO)の正式加盟国として積極的にヨーロッパの安全と防衛のシステムの構築に参加するべきである。新たな課題を最大限に遂行するために、オーストリア連邦軍は、職業軍人と志願兵の民兵部隊が大きな割合を占め、戦闘力のあるプロフェッショナルの軍隊に変えられるべきである。

(1)ワルシャワ条約機構の解散で、今や歴史上初めて、ヨーロッパに堅固な平和秩序を築く機会がやってきている。その際、それを通じて中東欧における民主化過程は不可逆的なものとなるであろう。

(2)その地政学的状況からして、オーストリアにとって堅固な平和秩序に寄与することには大きな利益がある。しかしそれは、オーストリアが安全保障政策上の孤立を放棄し、存在する安全保障と防衛組織に正式メンバーとして参加するときのみ可能である。

(3)NATOは軍事協定に基づく組織から、将来においても唯一の国際組織としてそのメンバーに具体的に十分な安全を担保することができるとする安全保障と平和の組織へとますます発展している。そのためオーストリアのNATO加

盟は外交政策上優先される。

(4) 西欧同盟 (WEU) の強化を通じて、NATO との緊密な共同作業におけるヨーロッパの安全保障体制が構築されなければならない。それによってヨーロッパは将来、安全保障政策上の問題を克服する際に一層の自己責任を引き受けることになるであろう。そのため、NATO への完全加盟とならんで WEU への加盟も目指されなければならない。

(5) 両組織への加盟によって、オーストリアは、一方では諸国家による国際的な共同体の保護下に入り、他方では国際的安全保障政策の決定に十分な権限を持つて参加することができる。防衛同盟を手に入れることと関連して連帯にかかる経費は、動員力のあるオーストリアの国防を孤立的に構築するよりもはるかに少ない。

(6) オーストリアの同盟参加後には、連邦軍の軍事的任務は変化する。そのため将来においては、必要不可欠な理念的・物質的支援はその結果として生じる任務を最適に果たしうるために維持されなければならない。

(7) いずれにせよ一層大きく空洞化した一般兵役義務は一時停止され、職業軍人と志願兵の民兵部隊から成るプロフェッショナルの軍隊と置き換えられなければならない。万一、オーストリアの安全と独立のための個人の働きが必要とされる場合には、原則的にあらゆる国民の義務は堅持される。

第四条

オーストリアはドイツ人とラディン人からなる南チロル人の保護供与国であり続ける。南チロル州には、同州民が自決権を自由に行使してオーストリア共和国に加入する可能性が留保されている。

(1) イタリアの政治的展開を通して、南チロルは常にイタリア国内の紛争でもてあそばれるであろう。

(2) 諸民族の自決権は分割することができず不可欠のものである。南チロル人の自決権が実現するまで、南チロルのドイツ人民族集団とラティン人民族集団の存続や国際的に守られた法的地位を、とりうる平和的な手段を全て使つて確保することはオーストリアの歴史的使命である。

(3) 南チロル人がその自決権を行使して南チロル州のイタリア残留に反対する場合には、オーストリア共和国への加入の可能性が彼らに留保されている。

第五条

かつてのオーストリア・ハンガリー帝国領内のドイツ民族集団に属する多数の人々に対しては、オーストリアにとつても特に歴史的責任と保護義務が存在する。

(1) オーストリアは、しばしば困難な状況にあるかつてのオーストリア・ハンガリー帝国領内のドイツ民族集団に属する人々を援助するためにはわずかしき貢献していない。

(2) 独自の文化を持つこの民族集団はできるだけ広く確実に維持されなければならない。ゆえにオーストリアは、この少数派に対してその郷土における経済的・文化的な生き残りの可能性を与える義務を果たすべきである。

第八章 民主主義改革——自由共和国

“民主主義は自由と公正を最高度に保障する。”

第一条

自由主義的、民主主義的、法治国家主義的、共和主義的で、三権分立がなされ、連邦国家主義的な憲法原理は、更新と拡大、引き続いての発展を必要とする。連邦、諸州、諸ゲマインデ、そしてその他の公法上の諸団体の民主主義改革は、市民権の理念によってより強く貫かれなければならない。オーストリアの政治システムは、一方では多党制の枠組みにおける民主主義勢力のより自由な競争を、他方では諸政党と諸団体の影響の減少を必要とする。

(1) 共和国を更新するために民主主義と憲法の改革に着手することは、自由主義運動の最も重要な使命である。その目的は官憲国家から自由主義的法治国家への転換である。

(2) この改革によって、基本権や自由権、そして市民権の強化がもたらされなければならない。

(3) メディアに対する助成制度とその所有関係における権限集中は、メディアの活動の政治的依存をもたす。その結果として、指令に縛られた報道、権力に都合のよいジャーナリストの選択及びそれと結びついた政治的競争条件の大幅な歪曲が行われる。したがって民主主義勢力の自由な競争は、公正な政治的競争条件を伴ったメディアを取り巻く状況のリベラル化を通してのみ達成される。

(4) 政党の絶大な権力を明確に低下させるために、学校行政に関する合議機関や助成制度の諮問機関、裁判所の合議体(参審裁判官の部署、憲法及び行政裁判所の部署)、監査役会、そしてさらには公的な経済の領域における取締役会の任命に対する政党の影響が結果として撤廃されなければならない。そして、政党が公企業あるいは私企業に出

資すること、またはそうした企業を自ら経営することは禁止されるべきである。それらの企業は政党としての政治的使命の遂行とは何の関係もないからである（例えばオーストリア国立銀行、各銀行、郵便局、保険会社、公益的住宅建設団体など）。

(5) 職能身分的団体は社会パートナーシップを通して、法的基礎や民主的正当性を持つこと、あるいは効果的なコントロールを受けることなく影の議会や「影の内閣」に発展している。職能身分の代表者団体は、公法上の団体としてその団体本来の任務に制限されるべきである。その内部の決定過程は透明性があり、コントロールされうるものでなければならぬ。団体に会員を巡って競合させ、会員獲得のための努力をさせるために、義務的会員は自由意志で加入する会員に改められなければならない。

第二条

オーストリアの新たな憲法は、第一に広範な基本権の一覧を備えていなければならない。基本権と自由権は、市民権の承認とならんで個々の特権者の優遇と市民の負担が過度になることを防止するための市民の義務の一覧も指定しなければならない。

(1) 本質的には、憲法上保障された基本権は今なお前世紀半ばの帝国時代から引き継がれ、あるいは国際法上の規範として国内法に取り入れられた法的素材に基づいている。

(2) オーストリアとその市民は、今日まで憲法上確実に存在が保障され、そのため憲法に統合されていなければならない完成された広範な基本権と市民権の一覧がないことに気づいている。

(3) 基本権に対する特別の保護を明確にし、その存在が特別に保障されるために、この基本権は「防備の堅固な基本

権の一覧」として憲法上決定されることによつて、直接民主主義的な手段を通じてすら取り除かれないのである。

憲法はその基本権の適合性に関して、憲法裁判所の再審査によるコントロールを受けることになる。主体的で公的な権利として、法律の留保のない全ての基本権は定式化され、そのため直接適用できることになる。

(4) 今日まですでに憲法によつて保護されている全ての人間に与えられた基本権や、すでに与えられたもつぱらオーストリア国民に関連する市民権とならんで、新たに以下の項目が導入されるべきである。

郷土への権利。

社会的基本権（家族の保護への権利、ふさわしい教育への権利、職業創造的・文化的発展への権利、高齢者援護の保障への権利）。

健全な環境への権利。

会計検査院へ個人が訴える権利と結合された儉約的、経済的、合目的、そして活用適合的な租税の利用への権利。

(5) 個々の、あるいは全ての社会集団への特別待遇を防止する市民の義務の一覧は、基本権の一覧に対応させられるべきである。反対に、このまとまった義務の一覧は、政府にとって規範的な制約であるとともに市民の負担が過度になることを防止するものでなければならない。このような義務には以下のものが含まれよう。

国家機能を維持するための、しかしながらそれは憲法で規定された「納税と負担の上限」までとされるべき普遍的納税義務。

連帯の義務（老人と弱者、失業者や社会的に困難な状態にある人への特別の支援、亡命を許可される権利の代わりとしての被迫害者支援、内外の安全への個人的寄与）。

第三条

国家の任務の一覧は、まさに国家がそれ自体の任務へと役割を限定することによって任務の拡大を防止するとともに、必要な国家の再構築のための基礎でなければならない。

(1) 国家の任務の一覧によって、国家の活動領域はまさにそれ自体の任務へと集中するとともに、それと関連して国家は自らとは無縁の領域から撤退することで制限されることになる。以下の事柄がまさに国家自身の任務である。

対外的な国家の安全（国土の不可侵性と主権の維持）。

国内の治安。

立法と司法（とりわけ基本権の擁護と保障）。

儉約的で簡略化された行政機構。

社会の基本的な備えと基本的な給付。

教育、研究、そして学問（教育施設の確保と教育の領域における公私にわたる質の高い基礎的条件の確立）。

文化的遺産の保存。

通貨・金融政策。

(2) 国家は、一方では民間の競争者の犠牲において、他方では経験的に見て納税者の犠牲においても市場の競争環境にひずみをもたらすあらゆる営利活動や企業家の活動を抑制しなければならない。

(3) 企業ののみ運営されている生活扶助の領域のためには、国家の装置として完全な公的コントロールを受けるべき独自に法律的な「公的―法的企業家」というタイプが創造されなければならない。競争の歪曲を回避するために公的―法的企業は、限られた規模においてのみ市場へ立ち入るべきである。

第四条

議会制は、直接民主主義の装置を強化することによって補われなければならない。立法機関——国民議会と連邦参議院——は、行政権に対して明らかに強化されなければならない。国民議会は純粋な人物選択に基づく選挙権を基盤として選ばれるべきである。連邦参議院は代表を送る州議会と組み合わせられなければならない。

(1) 連邦と州の立法の全ての領域において、住民投票による決定参加が確保され強化されなければならない。これに加えて以下のことが必要不可欠である。

1. 国民意向投票を実施する際の官僚の妨害の除去。

2. 政治的な行政行為（政府声明、施政方針、大きな任務の委託、振興計画、投資計画など）を国民意向投票機関の下に置くこと。

3. 国民意向投票を議会少数派の権利へと転換し、国民議会議員の三分の一の賛成でそれが実施されうること。

4. 一定数の有権者、あるいはゲマインデ（ゲマインデ議会の決議によって代表される）による国民投票発議の可能性の創出。

(2) 国民議会選挙は、「分割投票」のシステムに基づく純粋な人物選択に基づく選挙権を通して行われる。

(3) 全閣僚の選出権限と効果的な不信任の権利を導入することによって、国民議会は行政に対して明らかに強化されるべきである。閣僚の政治責任は、質問権の改善を通じて拡大されなければならない。

(4) 国民議会は、「政府立法」の廃止によってさらに価値を引き上げられるべきである。もはや連邦政府は立法提案権のみを持つべきである。そのような提案の立法化は、国民議会の適切な決議に従い、国民議会を通して（法律に関する全体の統轄部局として）はじめて行われるべきである。それは、法律の対象に関するより一層の明快さ、法律

条文の簡素化、そして法律のわかりやすさを高めることに資するであろう。

(5)連邦参議院は純粹な諸州の會議体として位置づけられるべきである。その結果として、州首相會議などのような憲法の範圍外の制度を通して連邦参議院権限の裏をかくことは排除されなければならない。連邦参議院と代表を送る州議會との結合を確保するために、連邦参議院議員は同時にそれぞれの州で直接選出された州議會議員でもなければならぬ。それとともに、直接選出された州首相も「出生による」連邦参議院議員となる。連邦参議院は、議會の第二院として諸州の利益擁護のために連邦の立法に参加すべき純粹に諸州を代表する議會となる。当然ながら諸州への行政上、財政上、あるいは管轄に関する法律上の影響を与える国民議會の全ての法律の議決に関して、連邦参議院には完全な拒否権が与えられなければならない。しかしながら紛争事案においては、機能的な連邦立法を保障するための議會の両院協議会が自動的に行動を起こさなければならない。

第五条

新しく自由な共和国は、国家の最高機関への直接選挙の原則に由来しなければならない。選挙の原則は指名の原則に優先する。一方では連邦憲法の全体が、他方では全ての州憲法が、国家の行動の基礎としてそれぞれ憲法の文書に整えられ、統一されるべきである（強制的に包含される必要性）。

(1)連邦大統領を直接選挙で選出する原則が堅持されなければならないだけでなく、全体の代表者とともに州首相や市長も直接選挙によってそれぞれの地方自治体の首長に任命されるべきである。連邦大統領、州首相、あるいは市長の任期以前の解任は、それぞれのゲマインデを含む各議會の特別のイニシアティブに従って住民投票を通じてのみ行われるべきである。

(2)直接選挙で選ばれた連邦大統領とともに政権を形成し憲法によって数を制限された閣議のメンバーは、もはや任命されるのではなく国民議会議員の提案を通じて比例代表の原則に従って選出され、国民議会に対してのみ政治的に責任を持つべきである。

(3)四分五裂し、それとともに難解な状態となった現在の憲法は、憲法の全体的改革によって改善されなければならない。もっぱら一体化された文書形態にある憲法は、「国家の簡素化」への信仰告白でなければならない。憲法全体は、国家や国家の行動の法的基礎として厳格に包含される必要がある。したがって連邦や諸州の憲法文書の範囲外には、もはや憲法は存在してはならない。

第六条

会計監査は、第四の固有の権力として整備される。

(1)会計監査は、立法権、行政権、司法権とならぶ国家の第四の権力として整備されるべきである。そのため会計検査院は、独立し法的権限を持つ国家機関として設立されなければならない。そのメンバーは法的に保護されるべきである(最高裁判所判事のように独立し、転勤がなく、終身職である)。その任命は組織内から補充するという原則に従って行われ、その際、会計検査院メンバーの一定部分は連邦諸州の提案を通じて任命される。会計検査院の権限には、行政機構や公的・法的企業家に対する事後的検査とともに、例えば公示、計画進行、委託といった場合の平行政検査を実施するという任務も含まなければならない。

(2)会計検査院の検査結果は、最高裁判決に匹敵し弊害を除去するための義務的指示を含むべきである。このような取り消しをとまなう指示を行うことで、会計検査院には法律と厳格に結びついた、拒否的な管理機関担当者として

の権限を認めることになる。会計検査院の報告には、義務的な指示とならんで行政機関にとっては指示と共通する拘束力を持った（裁判所による判決の効力に相応する）第三の効力を持つ勧告も含まなければならない。公共の利益を擁護するために、会計検査院は刑法上重要な弊害が確認された場合は当局の当事者として裁判所に補足的告訴をする権限を持つべきである。

第七条

国家の任務を連邦主義化することによって、連邦の原則的立法と間接的連邦行政の廃止を通じた諸州の憲法上の自律性がもたらされなければならない。その権限は連邦国家における任務の再分配によって強化され、完璧なものとなる。連邦の「権限維持のための権限」は、連邦と諸州の共同権限に作り変えられるべきである。

(1) 連邦国家における任務の分配は、古典的な補完性原理と個々の州の能力に従って行われなければならない。

(2) 連邦の「権限維持のための権限」は連邦と諸州の共同の権限に置き換えられるべきであり、その最も重要な手段は国家条約でなければならない。それによって、個々の州の業績達成能力に従って区分された連邦国家づくりさえ可能になるであろう。連邦国家における新たな任務の分配においては、権限の細分化、権限の重複、そして横断的なテーマは避けられるべきである。それぞれの地域団体へ明白に配分するために権限の状態を整理すること、それが、その目標として設定されなければならない。国家と行政機関の簡素化は、市民の側に立って国家の任務を分配するという意味においてのみ成し遂げられうるのである。

(3) 権限の全体的な内容は憲法に記載されなければならない（包含される必要性）。

(4) 特に規範的な領域での諸州に対する強力な干渉がいずれにしてもオーストリアのEU加盟と結びつけられたた

め、諸州の憲法上の真の自律性を確立するために連邦の原則的立法は廃止されるべきである。

(5) 財政構造の規則変更は、連邦国家における権限と任務の新たな分配に適合したものとされなければならない。

(6) 間接的連邦行政と民間経済に関する行政領域での依頼行政は、連邦と州の行政の明確な分離という意味において廃止されるべきである。官庁の構造も、この明確な分離を考慮に入れなければならない。

第八条

憲法裁判権、行政裁判権、会計監査、そして不正調査のための最高機関は、連邦と諸州の共同機関として設立されなければならない。

諸州には、連邦と諸州の共同機関の選任と任用の際に純粹で効果の大きな共同決定の可能性が容認されなければならない。このような共同機関は、憲法裁判所、行政裁判所、会計検査院、そして国民行政監察部である。

第九章 法と秩序

“法なくして自由なし——そして公正なくして法があつてはならない。”

第一条

自由で民主的な法治国家は、民主的な決定の結果として個人の自由を一方では制限し、他方では保護する法秩序に基づいている。法治国家は、法秩序の貫徹と最も重要な法財産（身体と生命、自由と財産）の保護のために権力を独占する排他的な担い手である。それがまさに国家自身の任務である。

(1) 全ての人間の自由権に対して敬意を払うためには、自由の確保と発展に貢献するべき法秩序が必要である。この国家秩序は民主的決定過程の結果でなければならず、市民の民主的な意志によって正当化されなければならない。国家は自己目的ではなく、その市民の自由、安全、幸福に貢献しなければならない。国家は、この権利の乱用によって他人、あるいは共同体の自由空間が侵害される場合にのみ個人の基本権と市民的自由を制限してもよい。民主的な法治国家はもっぱら市民によって与えられた十分な正当性を持っているので、法秩序を貫徹させるための権力の独占的担い手である。私的制裁に至るまでの警察的権限の独断的使用を通じてこの独占を危うくさせる傾向が明白であり、国家への市民の信頼不足がその原因であるとされるが、そうした傾向は決定的に拒否されなければならない。法秩序を断固として貫徹し、法治国家性を保障し、そして市民に信頼と安全を与えることは、まさに国家本来の任務である。

第二条

司法は国家の第三の権力として、今後も憲法によって独立が十分に保障された状態で存在しなければならない。司法への民衆の参加は、裁判が広く受け入れられることを保障するために維持され、さらに発展させられなければならない。市民にとって法は、簡単に素早く近づくことができるものでなくてはならない。

- (1) 自由な法治国家にとって不可欠な本質的特徴は、司法と裁判官の独立が憲法によって保障され続けることである。
- (2) 裁判への民衆の参加についてのシステムは古くから信頼されているため、特に専門知識のある素人裁判官 (Laienrichter) の参加に関してその排除を目指す全ての傾向から保護され、拡充されなければならない。素人裁判官の選任に対する政党の影響は排除されるべきである。

(3) 刑事訴追を担当する官庁への政治的影響力行使を防ぐために、検察庁に対する指示を拒否する自由が憲法上創出されるべきである。それによって、政治的命令に基づく訴訟手続きの中止は不可能になるであろう。法治国家には、法への市民の接近を複雑にし、さらに結局はそれを拒むための入り組んだ規則を濃密に作り上げるといった傾向が内在している。この傾向を絶え間なく防ぐことは自由主義運動の使命である。差し当たって、行政機関や裁判権の行使における訴訟手続きの規則の簡素化と厳格化が必要である。それを通じて法への市民の接近が早められ、容易にされなければならない。法治国家の信頼性は、市民にとって好ましく実用的な法秩序への接近可能性やわかりやすい法律用語にも左右される。

第三条

テロ、組織的犯罪、犯罪やその手引きを行う集団、似非宗教セクトによる世界規模の麻薬取引、そして子供に対する暴力といった犯罪を撲滅する際、国家は国家自身が持つ可能性をより固い決意で利用し、それを動員しなければならない。終身自由刑はそれ自体としても執行されなければならない。

(1) 重大な犯罪の現象形態として列举される各典型例は法治国家への激しい挑戦を意味している。基本的な法財産の保護を保障する場合の国家の信頼性は、犯罪撲滅のために効果的な手段を投入するという断固とした態度に左右される。網羅的捜査、盗聴行為、そして「刑の減免を前提として証言する共犯証人規定」はこれに適した手段である。(2) しかしながら、必要な手段を導入することによって自由と敵対する監視体制がもたらされてはならない。ゆえにその使用は、法律上の厳格な決定に従ってなされるべきである。

(3) 市民の安全への要求に対応するのは国家の中心的使命であるので、市民の安全を犠牲にしたユートピア的実験は

拒否される。そのため行刑においては、犯罪者の社会復帰よりも社会の安全確保が重視されなければならない。
 (4) オーストリアへの違法な移民の流れやそれを手引きする集団は、効果的な国境警備隊の配置によって対処されるべきである。経験上、違法な移民は犯罪の流入とも関係があるので、効果的な国境警備隊の配置は犯罪防止にも寄与する。

(5) 基本権としての信教の自由は、似非宗教セクトによってそのメンバーの基本法的権利を厳しく制限するためにますます利用されている。特に個人の自由、移転の自由、財産、身体的・精神的に傷つけられないという基本権は、セクトやそれに似た組織において部分的にはひどく侵害されている。個人の信教の自由に基づいて基本権を保護することは国家の使命である。

(6) 特に子供への性的暴力との関連で、子供に対する激しい形態の暴力に対して厳しい処罰が下されるのは当然である。無傷な肉体に対する犯罪行為への刑罰による抑止は、財産刑と比較してあまりにも貧弱である。そのため刑罰による抑止は、守られるべき法財産(第一条参照)の意義と一層密接に適合されなければならない。

(7) 治安機関では、最新の犯罪学や科学技術上の認識に従って教育や装備が用意されなければならない。治安機関は、資金の不当な削減によってその動員力や戦闘力を損なわれてはならない。

第四条

死刑は拒否される。

第五条

犯罪犠牲者の法的立場は改善されなければならない。それは特に、加害者に対してのより広範な損害賠償請求権の承認を意味する。

- (1) 加害者に対する犠牲者の損害賠償請求権には、国家の量刑請求権と比較してより高い地位が認められる。そのため罰金は、まず第一に国家ではなく犠牲者に入金されなければならない。
- (2) それほど重大ではない初犯については、裁判によらない犯罪調停の可能性が高められる。なぜなら、それによって一方では犠牲者への賠償という利益に沿うことになり、他方では不必要に犯罪者とみなされることが避けられるからである。
- (3) 国立や民間の犠牲者支援施設は、これまでよりも助成されなければならない。

第一〇章 公正な市場経済

“公正な市場経済とは、社会的責任を伴った自由な競争を意味する。”

第一条

公正な市場経済は、社会的責任を伴った自由な競争を通じて経済のダイナミックな発展を確実なものとする。それは労働と資本の平等に由来する。公正な市場経済は業績への備えを促進し、創造力を活性化させる。

(1) 公正な市場経済モデルは、労働と資本という両生産ファクターの平等な環境を前提とする。公正さの原則に従って査定された業績の代償として、男性と同様に働いた女性には男性と同じ賃金が予定される。

(2) 公正な市場経済は、その「勤労者」を管理の対象へとおとしめた失敗した社会主義への回答であると同時に、人間と自然を搾取する無制限な資本主義への答えでもある。

(3) 公正な市場経済は、業績を生み出す者が自立できるように奨励し、企業設立への刺激を与える経済環境を創出しなければならない。

(4) 経済生活の広範な規制緩和はオーストリア経済の競争力を高め、その成長を確実なものとし、仕事を作り出す。

(5) 経済生活の広範な規制緩和は、オーストリア経済の繁栄と労働市場の安定性のための保証人として努力して進められるものである。

第二条

正当なコストとは公正な市場経済の原則である。この正当なコストという原則に従った公正な市場の条件創出は、原因者負担の原則によって保障される。

(1) 現在の経済システムにおいて、いわゆる「外部費用」はほとんどもっぱら社会全体によって担われている。それは、特にエネルギー管理、交通、そして有害物質排出の領域においてあてはまる。

(2) 人的労働力への課税を回復されることのない原料の消費に対する課税へと転換するということは、競争政策・労働市場政策上緊急に要請されるのみならず、正当なコストという観点で環境保護の上でも意味がある。

(3) 正当なコストは自然環境保護と社会のダンピングをも修正し、それによってとりわけ児童労働を伴う低賃金の諸国に対する公正な競争条件が築かれなければならない。

第三条

公正な市場経済とは、特権的な経済分野に対する保護されない人々のための機会の平等を意味する。それには公正な競争条件が作り出される必要がある。公正な市場経済は、特権的集団や独占企業が存在、全ての経済分野への政党政治的支配、社会保険や公共経済、そして政治問題化された銀行の領域における幹部支配を排除する。

(1)自由主義運動は、保護されない領域における就業者の擁護者であると理解される。(業績を生み出す者の負担で)特権的立場にある他の者たちが保護された領域において働く一方で、就業者の大部分があらゆる経済的危険にさらされていることは、公正の原則と矛盾する。

(2)公共セクターと国営企業は保護された領域であると理解される。メディアの分野、公共的住宅建設の大部分、半国家的保険会社や銀行、公的に補助金を与えられた「非営利組織」などがそれに数えられる。この領域では、私企業は制度的に不利に扱われている。

(3)銀行と金融機関への権力の関与は制限されなければならない。銀行の領域の脱政治化は、真の民営化を通じて促進されなければならない。全ての金融の領域において、効果的な顧客の保護と競争権の調和が進められなければならない。

(4)オーストリア経済の安値売り出しに効果的に対処するために、機能的なオーストリア資本市場の設立が優先される。それに加えて、スイスを手本とした小規模株式会社の創設や強力な制御メカニズムを伴った株式市場改革のような社会法的改革も必要である。

(5)独占と市場支配力は、公正な市場経済モデルと両立しない。

(6)真の民営化、経済の領域からの政党や利益団体の撤退、利益代表の影響力減少、それらの本来の任務への限定に

よって、国家に近接した経済領域における政党幹部の支配は撤廃されなければならない。

第四条

公正な市場経済は、経営体規則 (Betriebsverfassung) と参加モデルが経営者と従業員間の責任あるパートナーシップを規制する企業文化を目指す。

(1) 諸会議所や諸団体を通じて他者によって定められた企業決定のかわりに、責任あるパートナーシップによって担われた企業文化が目指される。そしてそれは、特に経営体規則を通じて実現される。この参加モデルによって、従業員の責任が増し、彼らの仕事への心構えが高められる。

(2) 経営者と従業員間の企業のパートナーシップという意味での企業体規則 (Unternehmensverfassung) は、中央集権的・官僚主義的な労働協約 (Kollektivvertrag) に対して価値を引き上げられて当然である。労働協約は、賃金、労働時間、そして社会福祉事業などに関する協約の基本要素を規制するだけのものであり、この基本要素は経営体内の合意を通じて、企業における具体的状況に従って企業体規則の枠組みの中で構成される。

(3) 諸会議所と諸団体はその中心的任務に限定され、自由意志の会員によって形成されなければならない。その会員の統制権は強化されなければならない。

第五条

公正な市場経済にとっては、企業と従業員のための税金が低いことが必要である。統制的な補助金のかわりに、税制上の優遇措置によって投資が促進されなければならない。

- (1) オーストリア経済の基盤を形成する中小企業の競争力確保は、経済政策上優先される。中小企業によって担われた経済は、高い柔軟性と危機管理能力、そして幅広い基礎に基づく企業のイニシアティブの発展を可能にする。
- (2) 税負担は企業の資金自己調達力を圧迫し、ますます短くなった投資サイクルを背景として彼らを他者の資本に頼るケースへと追い立てる。そのため、例えば得られなかった利益に対しては免税することによって、自己資本形成が強力に支援されなければならない。
- (3) ただ依存を生み出すだけで競争を歪める補助金と助成のかわりに、税率引き下げによって企業は負担を軽減されるべきである。

第六条

基本的で根本的な行政改革は、スリムで民間経済を手本として形成された国家をもたらす。それを通じて、税率の引き下げと就業者（経営者と従業員）の負担軽減に役立てられるべき財政上の余地が生まれる。

- (1) 公的サービスの分野は、国家が常にその収入の大部分を支出している保護されたセクターのうちの最も費用のかかる部分の一つである。さらにこの分野は、政党とその周辺組織にとってのセルフサービスの店(Selbstbedienungsladen) であるとともに扶助施設 (Versorgungsanstalt) でもある。

- (2) 労働界の柔軟化は国营企業を前にしてもとめられるべきではない。官憲国家主義的な精神性ではなく、顧客へのサービスによって身近な行政という特徴が作り出されなければならない。

- (3) 公共分野における節約の可能性は、張りめぐらされた規制の徹底的な廃止、脱官僚主義化、コスト計算の導入、指導機関のよりよい客観的な選択、訴訟手続きの集中と簡素化、決定の委託、コスト削減を進めた行政を行うため

の刺激策（予算センター）などによって実現されなければならない。

(4) 将来も公的機関によって遂行される公共経済の課題を克服するためには、合理的でコストの安い組織構造が必要である。

(5) 税率の長期的引き下げと税体系の簡素化は、オーストリアにおける第二の会社設立ブームの時代にとっての前提条件である。

第七条

公正な市場経済は技術革命の挑戦を受けて立っている。全ての大枠設定は、二一世紀の重要な科学技術（電子メディアによるコミュニケーション、データの処理とその移送など）において我が国の企業が国際的に指導的な地位を築くことができるように形成されなければならない。特に研究と開発の強化はその一部である。

(1) 将来を強く見据えた経済政策は、新たな技術の調査と開発を強化することによって新たな市場やそれとつながる新たな職場を支援しなければならない。技術革新は、新たな職場の創出や高い賃金水準の確保のための前提条件である。

(2) 教育政策は、新たな資格の必要条件に適應しなければならない。熟練工養成の質は高められなければならない。

徒弟養成における複線的システムは、実地に即した改革を通じて引き続き維持されなければならない。生涯学習には、教育政策においてより重要な意義が認められなければならない。

第八条

他国からの無制限の移住によって、労働市場の深刻なひずみと激しい賃金不安がもたらされる。したがって失業者数が多いことを理由として、必要とされない資格しか持たない労働者の他国からの移住は許容されない。

オーストリアは移民受け入れ国ではない。制御されない移民受け入れから生じる賃金不安と住宅市場の価格上昇は、社会の平穏を脅かす労働市場と住宅市場のひずみを意味する。季節営業の企業のために、季節モデルを通じて限定され、期限を定められた外国人の雇用が可能とならなければならない。

第二章 連帯と公正

“連帯は、弱者と生活困窮者を助けるための共同体の義務である。”

第一条

人間の社会は、効率的で公正に連帯が形成される必要がある、危険にさらされた共同体である。この危険にさらされた連帯する共同体の使命は、機会の平等の確立、危険の緩和、人間がその存在に関わる危機的状況に陥るのを防ぐことである。

(1) 機会の平等を確立する際には、多元的社会においては多様な層と集団が存在することの当然の結果として人それぞれに異なる展開があるという状況が考慮される。機会の平等を確立するということは、形式的平等ではなく、むしろ個々人の決定に基づいて役立てられうる提案を行うことを意味する。ただしこの決定は、基本的な生活必需品の充足を前提とする。機会の平等とは、職業生活において女性が同じ資格を持っている場合に同じ格付けと同じ上

昇可能性が与えられ、男女が同等の価値の労働を行う場合には賃金格差が除去されるということである。

(2) 危険の中心部分については第二条で列記されている。連帯を伴ったその緩和は自由主義的社会政策の重要な関心事である。これは社会保障の促進力となろう。

(3) 人間がその存在に関わる危機的状况に陥るのを防ぐために、身体的困窮状態が改善されるのみならず、最低生活水準の確保も進められる。

第二条

連帯する共同体によって対処される必要があるリスクとしては、特に老齡や病氣、事故、介護の必要性と障害、失業と厳しい形態の冷遇や決定的な不幸が挙げられるべきである。社会の危険を除去するためのあらゆるシステムは、その的確性という点から絶えずチェックされなければならない。

社会的な的確性という政治的目標を実現するためには、その社会保障給付を総花的にばらまく世話好きの国家(Betreuungsstaat) というイメージから離れることが必要とされる。社会的福祉国家のシステムは、社会保障給付が社会的困窮度に照らした優先順位に従って行われる場合にのみ維持される。

第三条

危険にさらされた連帯する共同体にとって、世代間の連帯は特別な挑戦である。優先的な国家目標は、安全で威厳ある晩年のための老齡年金である。そのため国家は、世代間契約の機能を保障しなければならない。

(1) 安全で威厳のある晩年のための老齡年金は、国家、企業、個人の備えによる「三本柱モデル」から形成されなけ

ればならない。

(2) 国家の年金給付では、特権集団（政治家、諸会議所や諸利益代表の幹部、半国营企業や国营企業の職員など）に対するいかなる種類の特別年金権もはや認められない。実際の年金支給開始年齢は法律上の年金受給年齢に適合されなければならない。

(3) 過去数十年の抑制されることのない債券発行政策は、後代の人々の負担による財政的先取りとみなされる。さらに、将来の財政上の可能性確保を目的とした年金システムの早めの切り替えが十分に行われていないことによって、後代の人々に無責任に迷惑をかけることになる。したがって後代の人々の負担での財政の先取りは拒否される。

(4) 多産家族を優遇する家族政策も世代間契約の確保に必要である。

第四条

社会的課題は、補完性原理に従って自己責任に基づいて遂行されなければならない。それは、個人、家族、自助や自治の施設、企業、そして宗教的共同体によってである。市民の側に立つ社会体制によっては、評価可能な単位における自助のための問題に適した援助が行われる。社会福祉についての最終的責任は、社会福祉の乱用を克服すること求められる国家が負わなければならない。

(1) 中央集権的国家機構による社会政策が遂行されればされるほど、通常は社会福祉の的確性が損なわれる。そのため、生存に関わる諸問題はできるだけ該当者や小さな社会単位によって自主的に克服されるべきである。それによって独立と安全が生み出される。

(2) そのような小さな社会単位への援助は、国家にとっては社会問題の国家管理と比較してコストがかからず、さら

に該当者にとっては共同体としての責任を担う環境を作り出す。

(3) その際国家は、危険にさらされた共同体に最終的責任を持つ組織形態として自己責任的な備えを補い、それを完全なものとする基本的給付のみを保障するべきである。

(4) 国家の社会保健施設は統合されなければならない。この統合や行政機構の徹底的縮小、そして幹部の特権の撤廃によって、被保険者のための費用削減の可能性が生じる。

(5) 国家の福祉事業の乱用は、社会的困窮者との連帯に対して、そして掛け金の支払い者に対しての違反行為として、一部は行政の怠慢によって引き起こされ、それどころか助長される特殊な形態の犯罪である。したがって社会的公正を実現するためには、社会保障給付の乱用を効果的に克服することが求められる。

第二章 家族——諸世代の共同体

“家族は社会の核である”

第一条

諸世代と諸パートナーの相互責任によって特徴づけられる家族は、自由主義的社会の最も重要な社会的基礎である。男女の生活共同体は子供を通じて家族となる。家族の本質的機能は、その子供の教育と世代を越えた福祉にある。

(1) 家族は男女の生活共同体に基づいており、その特別な社会的承認は婚姻制度を通して示される。家族は子供を持つ自然な生活共同体であり、その際、父母のうち一方が一人でしつけを行う生活共同体も同様に家族とみなされなければならない。同性愛のカップルを家族と対等の立場に置こうとする努力は拒否される。

(2) 子供が必要とする安全な環境は、自然な共同体としての家族が与える。国家の施設がその機能において完全に家族のかわりをすることはできない。

(3) 家族の世話や援助に関する義務は、親子関係だけではなく世代を越えて他の全ての家族との関係にも存在する。

第二条

国家は家族の独立を尊重するだけでなく、家族に社会制度としての特別の保護を与えなければならない。あらゆる形態の私的・国家的差別には断固として立ち向かわなければならない。

(1) 特に子供が多い家族に対する様々な形態の私的・国家的差別は、税法、住宅の譲渡や分配、家族に敵対的な硬直化した労働時間規則、児童福祉施設の欠如、賃金体系などを通じて生じる。

(2) 住宅建築助成に関しては、より多くの世代の共同生活に適合する計画が援助されなければならない。

(3) 私的・公的児童福祉施設と家族における子供の世話は同等のものとして取り扱われ、助成されなければならない。児童福祉小切手はそれを可能にする手段を提供する。

第三条

家族はより多くの経済的出費をしなければならないため、税法や社会法における、また公共料金や賃金の体系での家族への国家の優遇は正当化される。この優遇措置は、特に世代間契約が機能するための家族の分担金を通じて正当化される。

(1) 自由主義運動は、家族を税法上優遇し、家族の全成員にとっての非課税の最低生活費を保障するために税負担算

出の際の「家族分割課税」の導入を要求する。社会法においては、段階的な税負担の軽減を通じて世代間契約を確保するための家族の分担金が考慮されなければならない。

(2) 公共料金や賃金が定められる際には、家族に好意的なモデルが優先されなければならない。

(3) 家族内での子供の世話を軽減するために、男女のベビーシッターや私立託児所、家政婦などへの出費が税制上控除可能でなければならない。

第四条

家族が機能不全に陥ることによって子供の幸福が著しく損なわれるため、国家が保護義務として独立した家族に介入することは正当化される。

(1) 国家は、特に性的暴行や虐待、非行などの場合には、まず第一に子供の幸福に注意を払わなければならない。子供は、こうしたケースにおいては国家による緊急の保護を必要とする。しかしそのことで、子供への暴力行為が行われる社会環境の主体的責任は少しも変化しない。

(2) 子供に対する犯罪行為について、刑法の規定は、例えば経済犯のような他の違法行為への罰則による警告との釣り合いをとるために明らかに厳格化されなければならない（第九章第三条参照）。

第五条

子供の教育と家族の介護や世話の期間は、家族の仕事としてあらゆる他の就業形態と同じく老齢年金を支給される権利を得る理由となり、算出の対象となる。

特に女性が子供の教育、あるいは家族の世話が終わったあとに年をとってますます貧困に陥り、あるいは社会的に貧しくなるならば、それは家族に好意的な社会政策の特徴を有してはいない。したがって年金支給の理由とし、それを算出するための期間として子供の教育と家族の介護や世話の期間は承認されなければならない。

第三章 環境

「我々は、我々の子供達に生存のために不可欠なものとしての自然を引き継ぐべく、我々の先祖から受け継がれた自然を守るつもりである。」

第一条

来るべき世代の自然的な生存の基礎（空気、水、土地、植物界、そして動物界）を保護するために、持続性に注意を払うことを前提とする「エコロジー的世代間契約」が必要である。

(1) 将来の世代のために準備する上では、自然的な生存の基礎の引き続いての破壊をくい止める必要があり、また健全な環境を維持する義務はその準備によって根拠づけられる。そこから結果として生じる各義務は、「環境保護に関する世代間契約」において承認されなければならない。

(2) 人類は自然の一部としてのみ将来があるという認識において、自然と天然資源が維持されるならば、環境の浪費を抑えるために人間の生活の質を改善することを目的とした新たな戦略と解決の糸口が必要である。

(3) 持続性の原理では、天然資源が新たに回復するのと同様の量のみを一定の期間において消費してよい。

(4) 生存し続ける原理としての健全な環境を維持するための原則は、環境決算、環境責任、「エコロジー的世代間契約」

に国民経済全体を考慮して環境ファクターを算入するといった適切な経済的規制と不可分の関係にある。

第二条

長期的に安定した環境保護システム、その遺伝的多様性、進化の可能性、そしてあらゆる生活の基礎としてその物質的な能力を維持可能とするために、資源の消費と環境汚染の間では市場均衡価格が維持されなければならない。

(1)現在、環境を大切にするのと同時に進められている（工業的な）豊かさの発展との間には矛盾が存在する。この矛盾を解消するために、人々は市場メカニズムを環境にとって効果的なものにしなければならない。コストと価格は経済と環境の真実を表現するものでなければならない。

(2)現在、自然を酷使することによって利益が生み出されており、それとは逆に自然保護は依然として必然的に短期的な経済的不都合を伴う。現在の環境政策の手段は、もっぱら自然破壊の制限と環境の回復に役立つのみである。これまで環境保護のために行われ、依然として行われている方策は、ほとんどもっぱら事後的な環境保護に分類されうるものである。

第三条

原料消費、エネルギー需要、景観の消費、そして家畜の飼育によって危険にさらされる生物界の基本的安定性維持にコスト的刺激を与えるために、税体系を環境保護に対応させることが必要である。労働というファクターはもつと安くなり、環境というファクターはもつと高くならなければならない。

(1)エコロジー的税体系の確立は、来るべき世代のために健全な生活の基礎を認知し、維持することへ向けた第一歩

である。

(2)環境というファクターを高めることは「環境税」によって達成される。それとともに「環境税」は誘導的課税と理解されうる。回復可能な原料を生産、増大、発展させる可能性の確保と生態系の受容力維持は、後の世代の健全な生活条件のための基礎である。ゆえに、経済的決定はこの原則に基づいていなければならない。

(3)「エコロジ的税体系」は、租税、公課、手数料を環境への負担の原因となる財産と生産様式から徴収することを予定している。徴収は収益と無関係に行われる。すなわち環境税の徴収規模と同様に、他方では例えば所得に左右される税金は下げられる。環境税の指導的效果によって、生産者や消費者にとっては一様に有害物質を減少させるための財政的刺激が生み出される。

(4)指導的税金としての環境税は様々な利益をもたらす。

1. 人的労働力に対するコストダウンによって労働市場の負担が軽減される。
 2. 工業と商業は技術革新に対する市場での新たな投資のチャンスを得る。
 3. 環境税の導入によって、他の税金を無条件に廃止することが可能となる。
 4. 環境を汚す生産物と生産活動はもはや考慮されない。
- (5)競争に不利な条件を有した部門的特徴が存在する場合には、過渡期段階においては国際的調整の方法が確立するまで補償されなければならない。

第四条

環境破壊による結果的コストの否定的影響は国民経済全体を考慮する中で示されなければならない。

(1) 伝統的国民総生産(BSP)内の環境指標は、——高い損害回復コストとつながる——否定的効果を通じて経済成長が実現されてきたことを意味しており、我々の国民経済の完全に別の面を示していた。

(2) BSPが拡大されて算定されることによって国民経済の本当の状況は示され、当然ながら誘導的な措置の導入が進められるのである。

第一四章 自由な農民——農耕地保全

“独立した農民は我々の農耕地域を維持するための保証人である。”

第一条

自由で有能な農民層を引き続き存続させることは、自然的な存在基盤(空気、水、土地、植物界、そして動物界)や自然なままの農耕地を維持するための前提条件である。農林業生産が平地に限定されているために狭い地域での自然の調和に配慮がなされ、天然資源が大切にされるとともに、オーストリアに典型的な農村的農耕・保養地域が作り出される。

(1) 健全な土地と森、そして澄んだ水の維持は、平地に限定され自然に密着した農林業の枠組みにおける健全な食料生産のための基礎である。郷土の農業は、国民の安全で健全な扶養に貢献する。

(2) オーストリアの農耕地域は、数百年にわたって農民の耕作によって開墾され、特徴づけられてきた。このオーストリアの農耕地域は、各農村の集落形態、様々な家畜、耕作形態、そして農村の風習とともに地域的多様性の中でオーストリアの文化的豊かさに寄与する農耕地の保全を行っている。

(3) 保養地域や自然保護地域として、農村の農耕地域には社会全体の利益のための追加的課題が与えられる。自然な存在基盤や農耕地の保全の継続は、有能で自由な農民層を通じてのみ達成される。そのためオーストリア農民層の存在を確保することには、実質的な公共の利益が存在するのである。

第二条

農林業生産とは別に、農民層は農耕地域の維持、アルプスの居住地域の保護、健康に良い食料品による自助、危機への備え、そして農耕地の保全状態を維持するために国民経済との関連で特別の意味を持っている。この社会全体のための機能は、憲法に保障された直接的支給によって補償されなければならない。したがって、引き続き農林業に関するEUの権限の連邦と諸州への移譲という形で再国家化が必要とされる。

(1) 現在、社会全体のための農民の機能は農業生産物の価格によっては補償されていない。通常、この価格はコストさえ補っていない。そのため自由主義運動は、法律上保障された毎年の直接的支給による農民の公益的機能への補償を要求する。これは、農家経営の重要性和状況に対応し、自然に密着した平地に対応する生産形態を考慮に入れて支払われなければならない。

(2) 自然に密着した生産によって、まさに遺伝子操作を行う可能性のような化学的なもの (Chemie) の無限定な活用は排除される。遺伝的な備えとしての昔からの家畜や植物の種類の維持には、同じく公共の利益も存在する。

(3) EUの農業政策は、従来の農業構造と自然に密着し平地に対応する生産方法を維持するという断固とした目標の妨げとなる。したがって、特に計画されている東方拡大によって予想される財政破綻からオーストリア農業を守るために、農業政策の移譲という形で再国家化が緊急に求められなければならない。

第三条

働く場である農場は維持され続けなければならない。その際、専業経営としての農家の家族経営構造は特に保護されなければならない。同時に兼業農家にも不都合が生じてはならない。ますます進む農家の兼業化や農場閉鎖は阻止されなければならない。

(1) 働く場である農場は、労働市場が逼迫している状況に鑑みて専業経営として引き続き意味を持っている。農家の家族経営は、農婦の社会的立場を明確に改善し、経営援助制度を改良することによって支援されなければならない。

(2) 働く場としての農場の魅力は、農業生産物の直接出荷を容易にすることによっても高められなければならない。地域的付加価値を創造する効果は、生物エネルギー（バイオマス、生物ガス、菜種油など）の生産を援助することによっても促進されうる。

(3) オーストリアにおいては、持続的な森林利用には長い伝統がある。自己復元する原料の供給者として、森は産業部門の重要な基礎である。

第一五章 幅広い文化——自由な芸術

“時代にとってはその芸術が必要であり、芸術にとってはその自由が必要である。”

第一条

文化は、あらゆる文明化された表現形態の全体を示すものである。その最高の創造的表現形態は、自由主義的社会において制限を受けることのない芸術である。

(1) 自由主義的理解によれば、文化とは芸術家の活動とその成果を含めた最高の概念である。

(2) あらゆる人間は自らが芸術的表現であるとみなすものをそれぞれに表明するので、芸術は物質的意味において普遍的ではなく排他的に定義される。概念の固定化によって、芸術が内側にも外側にも完全な自由を要求することが制限される。

(3) 芸術が内側にも外側にも完全な自由を不可欠に要求することは、普遍的な法秩序によつてのみ制限される。民主主義社会では、芸術のあらゆる表現形態は無制限な批判の自由を免れない。

第二条

言語は文化表現の最も重要な担い手である。そのため言語は特に保護されなければならない。自由主義運動は、それぞれの母語によって定められた文化共同体へのオーストリア人の所属を強調する。つまりその母語はオーストリア人の圧倒的多数にとってドイツ語である。

(1) 代々受け継がれ、家族的に特徴づけられた結果として母語が存在する。そのため母語とは人々が考え、使い、夢

を見る言語である。したがってそれぞれの母語は、文化表現の担い手としてより大きな文化共同体への分類の明確な判断基準である。オーストリア人の多数は母語として国語であるドイツ語（連邦憲法第八条参照）を話しているため、そこからオーストリア人のドイツ文化共同体への所属が明らかになる⁽²⁾。

(2)言語の保護と育成は公的使命であり、適切な立法が求められる。

第三条

オーストリアの多様で偉大な文化的遺産を保護するという社会全体と国家の使命は、過去の世代の芸術的業績と文化的成果への畏敬の念から成立している。その際、諸州には文化的自主性の担い手として特別の責務が与えられる。

(1)過去の世代の芸術的業績は文化遺産の伝統を通じて生じている。それには、高度な文化とならんで多様で明確に表現された民族文化もこれに含まれる。

(2)文化の平準化、あるいは多文化の強制へ向けたあらゆる施策は、この文化的遺産の維持と大部分の地域的な文化的アイデンティティの保護という社会全体と国家の使命の妨げとなり、それゆえ拒否される。

(3)インフラストラクチャーという観点において、文化遺産を保護するためには偉大でかつ世間一般に認められた演劇や音楽の劇場の舞台、コンサートホール、博物館や美術館、そして文化財を維持する必要がある。

第四条

芸術とは個人的な事柄である。国家はその芸術政策を通して個人の好みに干渉したり、政治的な手段として利用したり、そして補助金を操作したりしてはならない。そのかわりに国家は、芸術の自由やその多様性を保障するための

大枠設定や芸術の発展のための社会基盤に配慮しなければならない。

(1) 美的感覚はもっぱら個人的なものであつて決して社会的に規定されるものではないので、芸術は個人的な事柄である。自由主義運動は、税制上の優遇措置を採ることによつて芸術市場を刺激する民間的な奨励策を支持する。

(2) 補助金の支給や芸術への助成、購入政策という誘導策を通じて芸術家は監督され、政治的な道具にされる。その結果として、オーストリアに独特に形成された国家芸術家気質という形態が生じる。それによつて芸術の自由は深刻な制限を受ける。

(3) 国家はその芸術への助成を、大枠設定や社会基盤施設の創出に限定しなければならない。それに含まれるのは、特に美術大学や音楽学校、音楽大学、画廊や展示空間、公共劇場やコンサートホール、若い芸術家のための作業場や初期段階の支援でなければならない。

(4) 国家には、とりわけ若い世代に訴えかける現代の音楽、映画、テレビから成立した形態の芸術が自由に発展するための適切な条件を保障する特別の責任がある。現代の芸術政策は伝統的な文化財保護にのみ限定されるものではない。

第一六章 教育の権利

“知識は権力を阻む。”

第一条

教育への基本権が存在する。それは機会の公正を樹立し、自由を行使し、そして民主的生活に参加するための文化

的手段である。この基本権によって、責任ある行動をとることができるようにとなるとともに個性も発達させる。職業の予備知識として、それは個人の存在を確保しオーストリア経済の競争力を維持させるための決定的な前提条件である。

(1) 国家は、良質で優れた教育施設を幅広く提供することを通じて教育への基本権に対応される事柄を保障しなければならない。その際、公立学校と質の向上を促す競争を始めるために民間施設も支援されなければならない。

(2) オーストリアの教育システムは、社会的政策の点では是が非でも全ての伝統を保護することにも、変化させることにも向けられてはならないのであり、将来にわたって自由で理性的に決定することができる人間を育成しなければならない。人格形成や知識の取得によって、その人物が文化的、経済的、政治的関連を認識し責任を持って共に具体化できるようにしなければならない。そのために、教育システム全体を政党政治の影響から解放し、学校がイデオロギー的・教条主義的目的のために悪用されることのないよう配慮することも必要である。

(3) 自由主義的教育政策は教育システムがあらゆる社会層に開かれなければならないという観点から出発する。しかしこの教育政策は、全ての人間に等しく才能があるのではなく、それゆえ学校が統一的な教育を行うことができないという基準をも経験から受け入れている。いかなる出自の人間も、区分された教育システムにおいてその才能に応じて最大限助成されるということがむしろ重要である。例えば、一〇歳から一四歳までの全ての生徒が通う総合学校のような画一的構造はこうした理由から目標とはされず、拒否される。

第二条

教育システムを構成し教育目標を設定する際には、評価可能性、融通性、そして法的安定性が留意されなければならない

らない。教育目標の設定は、特に経済的需要や文化遺産の維持に従って行われなければならない。そのため、将来の社会、文化、経済の担い手としての若者の職業教育には特別の配慮がなされる。

(1) 国家は、大枠設定、教育システムのための財政援助、基本的目標設定を行わなければならない、とりわけ質の保持に関して学校を管理しなければならない。それ以外のあらゆる事柄は学校の自主性の範囲内である。

(2) 教育目標を定める上で、基本的文化技術への精通は今後の教育構造にとっての前提条件である。職業教育の領域における教育目標の設定は需要に従わなければならない。熟練工養成課程の地位は高められなければならない。

(3) オーストリアの特性を保護し文化遺産を維持することも、最も重要な教育目標の一つである。人道主義的で芸術的な教育課程を維持し助成することはこの点に根拠があり、その際、地域の文化的個性も配慮されなければならない。

(4) より過酷な競争、グローバル化、新たなテクノロジーによって、若者はますます大きな挑戦を受けている。それに対応するために、若者を将来の担い手として現代的で職業的に養成することが自由主義政策の目標である。

第三条

子供に対する両親の責任や家族内での子供の教育は、我々自由主義者にとって国家施設による教育に優先する事柄である。そのため両親も、教育問題についてこれまで以上の影響力を行使しなければならない。学校での民主的決定構造の強化は、引き続きこの原則を考慮に入れて進められなければならない。

子供の教育を継続する上での責任は、もっぱら全面的に学校に任せられるものではなく、ただ学校によって求め

られるものでもない。学校が自主的に定める規則が増加することによって、両親がこれまで以上に強く決定過程に
関与できるようになる。この可能性は十分活用されるべきである。

第四条

自由主義的教育政策は、業績原理と教育エリートを認めることを明確に表明する。なぜなら、それなくしてはオーストリアによって成し遂げられた世界における経済的・文化的地位を維持することができないからである。それゆえ、才能ある者に対する幅広く区分された援助や、業績が価値を持ち、生徒、教師、学校当局が等しく必要とされる学校制度が求められる。

(1) 過去数十年間の教育政策は、特に誤った学校改革によって確かに国際的に比較しても職業教育水準の低下をもたらした。職業教育水準を向上させるために、そして子供を子供として扱う人間的な学校への信仰告白とは関わりなく、「ぬくぬくとした学校(Kuschelschule)」は自由主義者にとって好ましい将来のモデルではない。楽に獲得した知識と能力や「好き勝手に」やってきた成果は、業績への要求が欠如しているために多くの場合生徒の可能性を下回ることになる。業績思想がきわめて重視される教育施設によってのみ、知的な素質と関心を最高の状態で活用することが保障される。

(2) 当然ながらそれによって教師に対してより高い業績達成が求められ、教師には教育課程において相変わらず重要な地位が与えられる。そのため教師の養成は専門的、教育学的、心理学的観点において改善されなければならない。

(3) 自由主義者にとって学校の業績評価は不可欠である。しかしながら評価システムの改革は、学校の業績の合目的性、的確性、比較可能性の視点からのみ行われるべきである。この改革は業績を奨励するためにも、そして後には

職業的態度の基礎の一つとしても役立つ。ゆえに業績評価は連邦全体で統一され、細分化されることによる、すなわち多段式の評価でなければならない。業績の相違を見分けることができず、単純な比較が不可能な評価項目は拒否される。

第一十七章 学問とその教授は自由である

“学問と研究の促進は最高の優先事項である。”

第一条

知識の状態を育成するものとして、学問は西欧文化の本質的構成要素である。この意味で、文化遺産の保持とその継続的發展は、人文科学とも自然科学とも同じ序列に位置する。研究によって知識の状態を保持し、それを継続的に發展させなければならず、研究に従った教授によって知識の状態が仲介されなければならない。この両者は日常の要求から独立し、自由に引き出しうる可能な限り高い水準で知識の状態を維持しなければならない。

(1)特に知識の状態の意識的保持とその継続的發展は、まさに西欧文化の要素である。それは本質的に前提となる方法において、意識的に過去を保持し、よく考え、そして未来を形成する發展思想によって共同決定される。あらゆる種類の学問は、知識の状態を促進することができる限り、確かに日常の要求から独立してこの過程にあり、また今後にも存在しなければならない。全ての学問領域で意のままにできる知識の全ては、可能な限りの高いレベルで無期限に意のままに使い、引き出すことができなければならない。今日、将来において認識を新たにすることができ、学問的基礎を習得するために、学問は専門的な独自の価値にも従わなければならない。

第二条

学問の担い手は学識を追求しようとする自由な人間である。「学問とその教授は自由である」という基本権が重要である。この自由には、ただ西欧文化の倫理的基礎と、特に人間の不可侵の尊厳にのみ限界が存在する。

(1) 研究グループではなく、自らに責任を持つ学者こそが研究と教授の担い手である。西欧文化という意味において、学問は変化の過程で学問自体を形作り決定する自由な人間を教育し、形成する。個人の研究活動は確かに客観的に関連する学問に分類され、適切な学問の場で協力しながら進められる。しかしながら自由主義的な見地から、そして間違いなく「学問とその教授は自由である」という伝統的な基本権によって学者としての個人の独立が保障されなければならない。

(2) 確かにそれは無制限な学問的活動の自由を意味するものではない。まさに現代のテクノロジーの可能性から考えて、人間の尊厳の不可侵といった倫理的制限が必要とされる。

第三条

社会を構成する要素として、学問への助成は国家の使命である。国家は私的な担い手に対する競争において、研究と教授のために精神的・物質的な手段を準備しなければならない。しかし研究と教授への国家の影響は、自由な経済に対してと類似して、法律的大枠を設定し、教授への最小限の要求を確定することに限定されなければならない。学問の自由という意味において、国家には研究と教授をイデオロギー的目的に従わせる権限が与えられない。

社会の文化的要素としての学問の助成は国家のみの使命ではない。国家は、研究と教授に精神的・物質的手段を自由に使わせなければならない、さらに学問領域における私的な担い手を許容し、助成しなければならない。学問の

自由という基本権のために、研究と教授の体制を確立することに対する国家の干渉は禁止される。国家の干渉は、経済の領域におけるように法律を通じた大枠設定と、場合によっては教授への最小限の要求を確定することに厳しく限定されなければならない。国家は学問の独立を尊重し、ゆえに特にあらゆるイデオロギー的な動機からなる干渉を控えなければならない。

第四条

学問は研究と教授の統一性を必要とする。この統一性を義務づけられた学問の場として、大学が主要な機能を果たす。大学は独自の予算、人事に関して独自に補充する権利、学問に関する運営組織を独自に形成する権利を持つ自治組織である。このために国家は、法律を通じて大枠を設定する。とりわけ職能代表との協定において、大学は高等職業教育にも貢献する。大学への自由な門戸は、能力のある全ての者に開かれていなければならない。

(1)学問の領域において、研究と教授の一致は西欧の伝統に合致している。研究の成果は遅滞なく教授されるべきであり、教授することによって最新の研究成果は広められるべきであり、その際教授から研究へのフィードバックも、そしてそれとともに実践から研究へのフィードバックもこの過程から生じる。それに加えて、導かれてきた研究が職業教育に役立つ場での研究と教授の境界は流動的である。

(2)研究に方向づけられた教授は、研究やそれ自体が知識の取得であるような特定の職業のための質の高い教育に役立たなければならない。この意味で大学は、大学が大衆化する以前には様々に事実であったように、三種類の教育的課題を遂行しなければならない。それは修了証明書を発行し大きな試験を行わない、単なる勉学という形態での知識の仲介、特殊かつ理論的な、そして一部は実践的な試験を伴う勉学という形態での適切な職業教育(マギステ

リウム)、理論的試験や学問的な労働を伴う勉学という形態での学問的職業教育(ドクトラート)である。勉学の間にすでに職業に特化した試験が行われうるという可能性を通して、大学で仕事を行うための全体的な職業教育期間とは本質的に減らされなければならない。

(3)高度に実践的な教授は専門単科大学の責務である。専門単科大学は、自らを研究の場とすることなく、職業に特化した試験を伴った勉学という形態において適切な職業教育に役立つものである。

(4)大学は、例えば科学アカデミーのようなその他の研究機関によって補完される。研究機関での放縦を避けるために、国家は(可能な限り直接的に干渉することなく)関係者と協調して適切な研究構想に配慮しなければならない。研究機関としての大学は、独自の予算や、とりわけ人事に関して独自に補充する権利を当然与えられた独立の組織として設立されなければならない。

注

(1) この綱領において、FPOは自らを自由主義運動と称している。

(2) オーストリア連邦憲法第八条には、「ドイツ語は連邦法上言語的少数派に認められた権利を損なわない限り、共和国の国語である」とある。(訳者注)

オーストリア未来同盟 (Bündnis Zukunft Österreich) 綱領 「同盟の立場 (Bündnispositionen)」

目次

I. 序文

II. 基本原則

自由と責任

法治国家における自由と民主主義

III. 党の諸立場

オーストリアとヨーロッパ…我々の郷土

世界の安定はオーストリアの安全を意味する

世界の安定のための貢献としての郷土の保護

グローバル化された経済に対して国家が責任を持つことが求められる

自由な経済——強い国

労働界のダイナミックな変化

公正な税金を通じた活性化システム

中間層…富裕ではなく、そのかわりそれだけ一層重要である

自由とは…ハンモックではなく社会的ネットワークである
 子供たち——我々の未来への重要な投資
 若者と高齢者——相互に連帯して
 統一的給付のかわりに選択の自由を
 健康を促進する——疾病を回避する
 きれいな環境——健全な生活圏
 社会的基盤設備による生活の質
 研究を通じた競争力
 生活のための教育——職業への適合
 全ての人々ための芸術

I. 序文

自由な社会という理念は、自由という哲学や個人の権利のための政治運動としてその歴史的な道のりを歩み始めた。この理念によって決定的に支えられた一八四八年の革命は、民主主義、言論、出版、集会の自由へ向けたとどまることのない道筋への契機となった。立憲国家の成立によって、絶対主義は最終的に克服された。

自由主義運動は、法の前の平等のみならず、社会における機会の平等をも求めて闘った。市場経済やそれが果たす社会的義務によって、生活の困窮や社会構造の保守的な硬直を克服する新たな機会が開かれる。オーストリア未来同

盟(BZÖ)は自らをこの伝統の中に位置づけている。

オーストリア共和国憲法によって、市民は民主的な安定性や全般的な豊かさ、社会的公正、そして法治国家性を獲得した。そして、それにもかかわらず自由という理念は、それに対する慣れと軽視がひそかに増大するという危険にさらされている。民主主義国家への政治的参加が減少すること、就業の可能性が低下することによって自己決定に基づく生活を行うための機会が減ること、そして集団的な強制のシステムと官僚制の硬直を通じた禁治産宣告(Entmündigung)がなされることは自由に対する新たな脅威である。

諸身分や諸利益の代表としての古典的な諸政党は、オーストリアの民主主義の歴史において我が共和国の発展に価値のある、なくてはならない貢献を行った。しかし、権力と影響力への集中を体制内在的に伴った政党国家は、時代の問題に対して十分な解答を示したわけではない。オーストリア未来同盟はこの問題に挑戦し、こうした発展を考慮した道を進む——勇気あるアイディアと新たな解決の糸口を伴って。

オーストリア未来同盟は、自由と自己決定のための政策について、その未開拓の分野に意識的に足を踏み入れることを試みる——硬直したイデオロギー的慣習や柔軟性を欠いた構造、コルセットのように締めつけられた党機関から離れ、近視眼的な利益政策や集団主義的な破壊主義、グローバルな挑戦に対する降伏とは距離を置いて。

BZÖは、自由や郷土、責任、そして共同体の意義といった時間を超越した価値に基づく政策が必要だと考えている。雇用、業績、教育、社会的公正、福祉がどのように保障されるかは、二一世紀における挑戦である。市民が再び自ら政治を理解し、代表していると感じなければならない。BZÖは、思いやりがあり秩序ある国家においてできる限り自由のために努力し、自己責任の強化に努める。社会的な顔を持ち、堅牢で業績に見合った共同体を基盤とした個人の自由や、労働、所有権、社会的安心感、そして子孫といった意義を生み出す(sinnsiftende)基本的需要の確

保は極めて重要である。

「過去以上に未来が私の関心を引く。なぜなら私は未来に生きようとするからである。」

(アルベルト・アインシュタイン)

II. 基本原則

自由と責任

人間は自由の中で、そして自由を通じてのみ実現されうるものである。そのため自由は人間の最高の財産である。自由は、責任を自覚してそれを扱うという義務を前提としている。責任ある自由とは、言葉と行動においてこの自由がそれ自体と共同体のために責任を果たすということである。それゆえこの責任とは、正しいか誤りか、良いか悪いかという日々の決定を行うことである。そこから生じる義務は、礼儀や名誉、モラルを通じて人間同士の関係の特徴づける。権利なくして自由は存在せず、公正なくして権利は存在しない。

法治国家における自由と民主主義

法治国家は自由を保障する。法治国家においては個人や共同体の利益が守られる。個人の欲求と公の必要性はその目的と基準に同時に照らして調停される(自由思想原理(freisinniges Prinzip))。できるだけ多くの自由を保障し、必要な場合のみ国家が干渉することが重要である。基本権と自由権はその際の指針であり、義務である。生まれ持つ

た本質やすべての法財産、特に少数派や特別の配慮を必要とする人々のそれらを保護することは将来においても重要である。そのため自由な法治国家は、秩序づけられた原理を必要とする。この必要性に配慮することは、選出された代表者たちとその市民の共同体の責任である。民主主義においては、人間の自己決定と国家のコントロールが最大限実現されている。したがって、最も重要な原理としての民主主義が多数派の決定によって自らを不安定化させることはない(存在保証(Bestandsgarantie))。

III・党の諸立場

オーストリアとヨーロッパ…我々の郷土

国家の歴史や文化の命脈とつながることによって、人間にはアイデンティティが与えられる。我が国の歴史と自然なままの伝統は次のことを示している。我々はオーストリア人であり、ヨーロッパ人である。我々は、地理的には大陸の中央に位置し、政治的、経済的、文化的にはヨーロッパ的価値共同体の心臓部である。歴史的・文化的多様性と諸民族の自己決定は、将来にわたってヨーロッパの強みでなければならない。ヨーロッパ連合は諸国家の共同体としてのみ存続しうる。EUの拡大と深化によって、一層の安定性がもたらされなければならない。そのためには、統合プロセスの多様な速度と発展力学が受け入れられなければならない。

EU内部には加盟諸国の中核的部分が形成され、すべての政策領域における諸国家の共同作業はなお一層強化されていくであろう(先駆者(Avantgarde))。周辺諸国にとっては、ヨーロッパのためのパートナーシップを構築することが重要である。諸価値と社会的安定性に基づいて形作られたヨーロッパこそが、人々やそのアイデンティティ、そ

して安心感を脅かす危険をはらんだグローバル化という否定的な外見に対する回答である。したがってヨーロッパの責任は、将来にわたって価値共同体における中心的な政治的役割を引き受けることである。安全保障政策を担い、競争力が強く、知性に基づいたグローバルなアクターとしての確立が目標である。

世界の安定はオーストリアの安全を意味する

世界は地球規模の村である。あらゆる危機は直接的・間接的にオーストリアやヨーロッパと関連がある。自然破壊や(特に資源をめぐる)武力紛争、——宗教やイデオロギーを動機とした——狂信的な原理主義者によるテロ攻撃は、二一世紀の重大な挑戦である。その結果として貧困や大量放逐、大量虐殺、そして予期せぬ残忍さを伴い国境を越えて活動する組織犯罪が発生している。したがって内外の安全は不可分に関連している。

二〇世紀の戦争や人間軽視の体制(ナチズム、ファシズム、共産主義)からは、今日では以前にも増して多くの教訓を得られる。戦争と抑圧を政治的な紛争解決の手段にしてはならない。それでもなお民主主義国家は、自由を守る準備が——それ自身のためにも——できていなければならない。ゆえに自由な法治国家、その基本価値、そして市民をすべての攻撃から防衛する義務が発生するのである。

公正で自由な貿易と発展に向けた共同作業には、国際的な危機に備える上で決定的な意味がある。大災害に対する直接的な支援、諸紛争の克服、安定化へ向けた人員の投入、そして自助への援助を基盤とする一貫した再建は等しく重要である。そのためには、よりヨーロッパ規模で効率的な措置を講じなければならない。オーストリアはあらゆる形でその措置に貢献しなければならない。

世界の安定のための貢献としての郷土の保護

自国においては郷土を守ることが最も優先される。そのためには、効率的な刑事訴追や近代的な治安維持機関、即応性のある兵力、極めて重要な社会基盤設備に対する技術的な保全措置といった、十分に予防的で結果として現れる手段が必要である。

グローバル化された経済に対して国家が責任を持つことが求められる

国家は、児童労働や環境破壊を通じての「廉価生産」といった国際的な競争に重大な違反が行われた場合には、自国経済の保護のために介入しなければならない。EUは、国際協定と指導措置によってこうした望ましくない経済の展開に立ち向かうべきである。

自由な経済——強い国

オーストリアの現在の経済的立場を基礎付けているのは、自己責任を主体とし、競争力があり、私的所有に基づいた社会的市場経済である。この経済モデルの担い手は、中小企業や工業で先導的役割を果たしている大企業である。これら企業群の全ては、成長、雇用、競争力、そして技術革新のための基礎であり保証人である。

競争に際しての中小企業にとつての機会の平等は、独占あるいは寡占構造を排除することが前提とされる。その際、経済からの国家の広範な撤退の決定は、全ての必要な判断を伴いながら進められなければならない重要な一歩である。それに対してカルテルの形成は、国家が介入することによって阻止されなければならない。中間層や自由業者の強化も進められるべきである。

労働界のダイナミックな変化

労働市場は劇的に変化している。古典的職業観はますます存在しなくなりつつある。雇用の弾力性及びこうした挑戦への準備が求められる。教育システムには、若者に早い時期から労働市場の実情に合わせ、職業に適した指導を行うことが求められる。

今日すでに熟練労働の分野では、将来性があり確実な職場がますます必要とされているが、国内では必要な労働力を欠いている状況である。したがって、この空白部分を埋めるための中期的な計画が即座に進められなければならない。被雇用者は自身の会社の経済的成功により強く関与しなければならない。

公正な税金を通じた活性化システム

何のために税金を払っているかが市民に再び意識されなければならない。租税の構造は、現代では実感として理解することができない。公平な課税モデル（きめ細かな均一税）は、中間層を効果的に活性化するシステムを作り出す。このモデルは透明性があり、容易に運用することができ、そして公正であるが、官僚主義的ではない。大規模で一般的な税金の控除と並んで、子供の数に従って累進的に格付けされる強力な家族政策的要素も導入されなければならない。

間接税の税率引き下げによる購買力の強化によって経済成長が促進され、働く場も創出される。税率の明確な引き下げは、オーストリアの経済的競争力に大きく貢献する。

中間層…富裕ではなく、そのかわりそれだけ一層重要である

業績を挙げる準備やより一層の労働が、租税法によって規制された硬直的な所得限度を通じて抑制されてはならない。まさに中間層は、社会的安全の維持や我々の社会の豊かさに大きく貢献している。彼らを再分配の敗者にしてはならない。働く準備と勤勉さ——例えば時間外労働や自由意思での研修措置によって業績を挙げるための準備を行うことを通じて——に否定的な影響が及ぼされてはならない。業績を挙げることへの意思は認められ、奨励されなければならない。

過剰な規制を抑えるとともに、自らの職業活動に対する責任や競争、自身のイニシアティヴを促進することが重要である。国家の介入は、(破壊的な競争や職権乱用などに対処しての)枠組み設定を安定させるためにのみ行われなければならない。

自由とは…ハンモックではなく社会的ネットワークである

人間は共同体に生きている。そのアイデンティティのためには、家族を出発点とし、諸団体や諸制度を超えて国家へとつながる結束が必要である。社会国家は職権乱用を誘発しやすいため、家族に倣った社会的ネットワークへと作り変えられなければならない。各々はその能力に応じて貢献しなければならず、自らに自分の業績を達成することが期待できず、それが可能でもない場合にのみ支援を要求する権利を持っている。全成員がさらされる危険は公平な条件で分割される。それによって業績を挙げようとする意思が悪用されてはならないのではなく、個人間での、そして集団間での公正な調整がなされなければならないのである。

子供たち——我々の未来への重要な投資

自律的な人々の共同生活 (Zusammenleben) という形態に影響を及ぼすことは、国家の任務ではない。しかし、子供たちに安心を与え、精神的な支えとなる場所としての家族は、国家によるあらゆる支援がなされ、尊重されなければならない。

家族給付や所得給付に対する社会権上の承認とともに、税制控除による更なる財政調整も行われなければならない。

若者と高齢者——相互に連帯して

社会的な変化によって、共同生活という形態も変化している。大家族はもうほとんど存在せず、家族の形態は以前と比較して非常に多様であり、そして女性の職業生活も当然である。

諸世代の共同性は、こうした条件下でも維持され続けなければならない。孤立ではなく共同生活こそ、あらゆるレベルのあらゆる領域で可能ならしめなければならない。それは諸世代の要望を組み入れた住宅建設において、ゲマインデにおいて、さらには生涯学習においてである。子供、職業を持つ両親、そして高齢者の全てがその恩恵に浴するのである。共通の需要を満たすとともに異なる利害関係の中に生活することにもなりうる、世代を超えて利用される地方自治体の施設では、最も結束が保障されている（住み慣れた環境で年をとる）。

統一的給付のかわりに選択の自由を

自身の共同生活をいかにして最良のものとするかを人間が自ら選択することができるとするには、児童福祉サービスや老人ホーム、介護施設、教育機関といった全ての私的・公的施設が質的に高い水準で同じ条件を維持しなければならない。

らない。

健康を促進する——疾病を回避する

健康に関わる政策の目的は、健康を維持し、それによって国民の生活の質や活動性、作業能力を持続的に改善することとでなければならない。したがって我々は、予防と治療を同等に位置づけることに賛成である。自己責任に基づく健康への備えには、財政的な刺激策によって報いるのが当然である。同じ負担には同じ給付が認められなければならない。医者や治療方法の自由な選択が保障されるべきである。

きれいな環境——健全な生活圏

オーストリアは美しく多様性がある。その生活圏は、アルプスの連なりと平坦な土地によって特徴づけられている。近代であるにもかかわらず伝統的で農民的な小空間的文化を持つ村々も、世界的名声を博し活気ある各都市も、ここに生活する人々の気質を特徴づける。生活の質を追求するのは都市の住民も農村の住民も同じである。それは、この両者が人間と動物にとつての休息と緑の空間を作る必要性という労働世界の新たな試みと結合しており、それが等しく保障されていることを意味している。

健全な環境はこうした生活の質の基本条件である。その保護は自己目的ではない。自然破壊によって、我々のみならず将来の世代も重要で本質的な生活の基礎を欠くことになる。こうした理由から、大気、水、土壌、動植物を持続的に保全することが不可欠である。それには農業も十分な機能を果たすことによって貢献しなければならない。

社会的基盤設備による生活の質

面的な広がりをもって社会的基盤設備の基礎的供給を確保することを通じて、生活の質を高めることが目標とされなければならない。EUの隣国とつながることによって道路網と鉄道網が拡充されたことで、オーストリアの全地域において社会的変動性の基盤が提供されている。その際、我々は特に農村部に注目している。この基盤としては、郵便サービスの十分な提供と電話やデータ通信のための近代的で性能の良いネットワークの構築が挙げられる。社会基盤設備拡充のための適切な計画の存在は経済的な立場を繁栄させるための前提条件であり、それによって働く場が生み出され、国民経済的価値が高まるのである。

オーストリアは第三国への通過国として、ヨーロッパの交通問題の解決に極めて重大な利害関係を持っている——国民と環境を守るために。不必要な往来や補助金に支えられた道路輸送を厳しく排し、環境に調和的な輸送手段を奨励することが目標である。

研究を通じた競争力

成果を挙げることができ、経済的な評価基準に適合した研究は、オーストリアの置かれた立場に対する魅力と競争力を高める。国際的な先端分野を扱う大学の基礎研究を基盤として、応用的で民間によって担われている研究は支援されなければならない。研究領域における構造改革は、オーストリアの立場の確保、国際的な経済競争力向上、そして経済の強化に明確かつ持続的に寄与する。そのためには、主要な需要を増大させ、調整を行うことが求められる。

生活のための教育——職業への適合

労働市場での適切な上昇の機会、学校教育によって提供されなければならない。その前提条件は、ドイツ語と基本的な文化的技能としての読み書き計算のマスターである。近代的な文化的技能の基礎知識と同様に、少なくとも一つの外国語の知識があり、最低限の一般教養を備えていることも必要である。義務教育期間終了までの共通の学校は、集団内部を区分することで才能に応じて生徒に特別の助成を行い、能力を発揮させることが保障されている場合にのみ成功しているのである。それによって才能に適した職業教育が進められ、見習いや仕事の価値が引き上げられる。

全ての人々のための芸術

芸術は市民が文化的活動に参加することを可能にする。我々は、政治と文化の間の、鑑賞者と芸術家の間の絶え間ない批評的対話に賛成する。

憲法で保障された芸術活動の自由空間は保護されなければならない。芸術は需要があるところで助成されるべきである。国家の使命は、文化的遺産の維持と収集を行うことである。ドイツ語やその土地に暮らす民族集団の言語を守り、奨励することに我々は特別の意義を認めている。

オーストリアの芸術と文化は、地域的な多様性の結果としての自由が存在することに基づいてその規模と美しさを勝ち得ているのである。それゆえ我々は、文化政策における地域化と分権化の原則にこだわる。第二次大戦後に旧ドイツ領から追放された人々や諸民族集団のしきたりと文化的遺産もそれに含まれる。

参考文献

(a) 一次資料

Ahtisaari, Matti / Frowein, Jochen / Oreja, Marcelino, Der Weisen-Bericht. in: Kopeinig, Margaretha / Kotanko, Christoph, *Eine europäische Affäre. Der Weisen-Bericht und die Sanktionen gegen Österreich*. Wien, 2000.

Antrittsrede des neugewählten Bundesparteiobmannes Dr. Jörg Haider auf dem ordentlichen Bundesparteitag am 14. September 1986 in Innsbruck.

Bundesgesetz über die Einreise, den Aufenthalt und die Niederlassung von Fremden (Fremdengesetz 1997 - FrG).

Bundes-Verfassungsgesetz (B-VG) (ドイツ大憲法ホームページ^①<http://www.idv.uni-linz.ac.at/b-vg/b-vg-inh.htm>(参照)).

Bundesverfassungsgesetz vom 26. Oktober 1955 über die Neutralität Österreichs (ホームページ^②<http://www.bmlv.gv.at/index.shtml>参照).

BZÖ, Bündnispositionen.

BZÖ, Positionen für ein modernes, soziales, leistungsfähiges und sicheres Österreich. 10 Schwerpunkte der Liste Westenthaler - BZÖ.

Das Parteiprogramm der FPÖ 1985, beschlossen am Programmparteitag 1. und 2. Juni 1985 in Salzburg. in: *Zeitung des Freiheitlichen Bildungswerkes*. Folge 4/1985.

Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs ("Bad Ischler Programm"), 1968. in: Kaden, Albert, / Pelinka, Anton, *Die Grundsatzprogramme der österreichischen Parteien. Dokumentation und Analyse*. St. Pölten, 1979.

Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs. Beschlossen am außerordentlichen Bundesparteitag im Design Center Linz am 30. Oktober 1997 (東原正明訳「翻訳・紹介 オーストリア自由党綱領」(北海学園大学大学院『法学研究科論集』第二号 二〇〇一年)).

Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs - Kurzfassung.

Deklaration. Verantwortung für Österreich - Zukunft im Herzen Europas. 2000.

Die Rolle der FPÖ in Österreichs Politik.

FPÖ, Für Österreich - Ohne wenn und aber.

FPÖ, Programm. Wir gestalten Österreich mit Sicherheit.

- FPÖ, *Wahlprogramm der Freiheitlichen Partei Österreichs. Nationalratswahl 2006.*
- FPÖ Kärnten, *Unser Kärntner Weg, Innovativ - Visionär - Heimattreu.*
- FPÖ Kärnten, *Wir sind das soziale Gewissen.*
- Freiheitliches Manifest zur Gesellschaftspolitik.* Wien, 1973.
- Freiheitliche Thesen. Zur politischen Erneuerung Österreichs (1994).*
- Geschichte der FPÖ im Überblick.*
- Haider, Jörg, *Die Freiheit, die ich meine.* Frankfurt am Main, 1993.
- Haider, Jörg, *Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994.* Wien, 1994.
- Haider, Jörg, *Befreite Zukunft jenseits von links und rechts. Menschliche Alternativen für eine Brücke ins neue Jahrtausend.* Wien, 1997.
- Im Brennpunkt. Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ).*
- Integrationsguide 2003.*
- Kroupa, Wilhelm F., *Der freiheitliche Beitrag zur Geschichte Österreichs.* in: *Zeitung des Freiheitlichen Bildungswerkes Folge 4/1984.*
- Matsch, Erwin, *Die Osterweiterung der Europäischen Union.* in: Simhandl, Fritz / Berchtold, Johannes (Hg.), *EU-Osterweiterung.* Freie Argumente Folge 1/99. Wien, 1999.
- Mölzer, Andreas (Hg.), *Weil das Land sich ändern muss! Auf dem Weg in die Dritte Republik.* Wien, 1994.
- Nationalratswahl 2006, Wahltag, Stichtag, endgültiges Gesamtergebnis* (ホームページ選挙結果はこちら) <http://www.bmi.gv.at/選挙>.
- Neue Freie Zeitung.*
- Organisation der FPÖ.*
- “Österreich neu regieren” - Die FPÖ in der Regierung.*
- Österreichisches Statistisches Zentralamt (Hg.), *Statistisches Jahrbuch für die Republik Österreich 1995.* Wien, 1995.
- Österreich zuerst.*

- Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs (FPÖ)*. Graz, 1957.
- Programmentwicklung der Freiheitlichen Österreichs 1882-1999*.
- Regierungsprogramm. Österreich neu regieren*.
- Ring Freiheitlicher Jugend Wien, *Ethnopluralismus statt multikultureller Gesellschaft*. Grundsatzreihe. Band 4.
- Richtlinien freiheitlicher Politik in Österreich. Erläuterungen zum Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs (FPÖ)*. Wien, 1963.
- Salzburger Bekenntnis der Freiheitlichen Partei Österreichs*. in: Reiter, Erich, *Programm und Programmentwicklung der FPÖ*. Wien, 1982.
- Simhandl, Fritz / Berchtold, Johannes (Hg.), EU-Osterweiterung. in: *Freie Argumente*. Folge 1/99. Wien, 1999.
- So hat's Jörg gesagt und gemeint*.
- SPÖ Alsergrund (Hg.), *Ich Hab' doch keine Vorurteile, aber... Argumente gegen Ausländerfeindlichkeit*. Wien, 1991.
- Staatsgesetzblatt für die Republik Österreich. Ausgegeben am 1. Mai 1945* (ハンナ・ネストロワ・ユーン法制史研究所ホームページ <http://www.rechtsgeschichte.jku.at/> 参照)。
- Statistik Austria (Hg.), *Statistisches Jahrbuch 2002*. Wien, 2002.
- Statistik Austria (Hg.), *Statistisches Jahrbuch 2004*. Wien, 2004.
- Statistik Austria (Hg.), *Statistisches Jahrbuch 2005*. Wien, 2005.
- Statistik Austria (Hg.), *Statistisches Jahrbuch 2006*. Wien, 2006.
- United Nations Treaty Series*. Vol. 217,
- FD.O.G.ホームページ <http://www.fpo.e.at/>
- B.N.O.G.ホームページ <http://www.bzoe.at/>
- オーストリア首相府ホームページ <http://www.bka.gv.at/>
- オーストリア内務省ホームページ <http://www.bmi.gv.at/>
- オーストリア統計庁ホームページ <http://www.statistik.at/index.shtml/>

日刊紙・週刊紙

Die Presse. 1994-2003.
Der Standard. 1994-2006.
Kleine Zeitung. 2002.
Kronen Zeitung. 2002-2003.
Kurier. 2002-2003.
National Zeitung. 1966, 2002.
Salzburger Nachrichten. 2002.

週刊誌・雑誌

Aula. 1997.
Format. 2001-2002.
Profil. 1999-2002.

(g) 二次資料

外国語

<書籍>

Arbeitsgemeinschaft für wissenschaftliche Wirtschaftspolitik (Hg.), *Wirtschafts- und sozialpolitische Alternativen zum Regierungsprogramm*. Wien, 2001.
Auer, Clemens Martin / Fleischhacker, Michael (Hg.), *Diesmal. Analysen zur Nationalratswahl 2002*. Wien, 2003.
Auingger, Herbert, *Haider. Nachrede auf einen bürgerlichen Politiker*. Wien, 2000.
Backes, Uwe (Hg.), *Rechtsextreme Ideologien in Geschichte und Gegenwart*. Köln, 2003.
Bailer-Galanda, Brigitte / Neugebauer, Wolfgang, *Haider und die "Freiheitlichen" in Österreich*. Berlin, 1997.
Benthin, Reiner, *Die Neue Rechte in Deutschland und ihr Einfluß auf den politischen Diskurs der Gegenwart*. Frankfurt am Main,

1996.

Benedikt, Heinrich (Hg.), *Geschichte der Republik Österreich*. Wien, 1954.

Bergsdorf, Harald, *Ungleiches Geschwister. Die deutschen Republikaner (REP) im Vergleich zum französischen Front National (FN)*. Frankfurt am Main, 2000.

Berndt, Susanna (Hg.), *Die neuen Ver-Führer. Populismus heute*. Graz, 2001.

Birsl, Ursula, *Rechtsextremismus: weiblich - männlich? Eine Fallstudie*. Opladen, 1994.

Bischof, Günter / Pelinka, Anton / Wodak, Ruth (ed.), *Neutrality in Austria*. New Jersey, 2001.

Böhm, Wolfgang / Lhodynsky, Otmár, *Der Österreich-Komplex. Ein Land im Selbstzweifel*. Wien, 2001

Braun, Aurel / Scheinberg, Stephen (ed.), *The Extreme Right. Freedom and Security at Risk*. Oxford, 1997.

Brauner-Orthen, Alice, *Die Neue Rechte in Deutschland. Antidemokratische und rassistische Tendenzen*. Opladen, 2001.

Bruckmüller, Ernst, *Sozialgeschichte Österreichs*. Wien, 1985.

Butterwege, Christoph / Jäger, Siegfried (Hg.), *Rassismus in Europa*. Köln, 1992.

Butterwege, Christoph, *Rechtsextremismus, Rassismus und Gewalt. Erklärungsmodelle in der Diskussion*. Darmstadt, 1996.

Campbell, David F. J. / Schaller, Christian (Hg.), *Demokratiequalität in Österreich. Zustand und Entwicklungsperspektiven*. Opladen, 2002.

Charim, Isolde / Rabinovici, Doron (Hg.), *Österreich. Berichte aus Quarantänen*. Frankfurt am Main, 2000.

Csendes, Peter, *Historical Dictionary of Vienna*. Lanham, 1999.

Czermin, Hubertus (Hg.), *Der Westentischen-Haider*. Wien, 2000.

Czermin, Hubertus (Hg.), *Wofür ich mich meintwegen entschuldige. Haider, beim Wort genommen*. Wien, 2000.

Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Horner, Franz / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. /

Talos, Emmerich (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik*. Wien, 1997.

Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Talos,

Emmerich (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch*. Wien, 2006.

Decker, Frank, *Parteien unter Druck. Der neue Rechtspopulismus in den westlichen Demokratien*. Opladen, 2000.

- Decker, Frank, *Der neue Rechtspopulismus*. Opladen, 2004.
- Delpo, Manuela / Haller, Birgitt (Hg.), *Demokratietheorie und Demokratieverständnis in Österreich*. Wien, 2001.
- Demmer, Erich (Hg.), *Ungewolltes Österreich. Satiren gegen Ausländerfeindlichkeit*. Wien, 1993.
- Dickinger, Christian, *Die Skandale der Republik. Haider, Proksch & Co.* Wien, 2001.
- Dobesberger, Bernd (Hg.), *Der aufhaltsame Aufstieg des H. J.* Wien, 1992.
- Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), *Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage*. Wien, 1996.
- Egger de Campo, Marianne, *Wähler ohne Eigenschaften. Rechtsruck oder Unterhaltungsdemokratie*. Graz, 2000.
- Eismann, Wolfgang (Hg.), *Rechtspopulismus. Österreichische Krankheit oder europäische Normalität?* Wien, 2002.
- Falter, Jürgen W. / Jaschke, Hans-Gerd / Winkler, Jürgen R. (Hg.), *Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung*. Sonderheft der Politischen Vierteljahresschrift 27, Opladen, 1996.
- Fichtner, Paula Sutter, *Historical Dictionary of Austria*. Lanham, 1999.
- Fleischacker, Michael, *Wien, 4. Februar 2000 oder Die Wende zur Hysterie*. Wien 2001.
- Fromm, Rainer, *Am rechten Rand. Lexikon des Rechtsradikalismus*. Marburg, 1994.
- Forum Politische Bildung (Hg.), *Zum politischen System Österreich. Zwischen Modernisierung und Konservatismus*. Wien, 2000.
- Fraser, Nicholas, *The Voice of Modern Hatred. Tracing the Rise of Neo-Fascism in Europe*. New York, 2000.
- Gessenharter, Wolfgang / Fröchling, Hermut (Hg.), *Rechtsextremismus und Neue Rechte in Deutschland. Neuermessung eines politisch-ideologischen Raumes?* Opladen, 1998.
- Gibson, Rachel K., *The Growth of Anti-immigrant Parties in Western Europe*. New York, 2002.
- Golsan, Richard J. (ed.), *Fascism's Return. Scandal, Revision, and Ideology since 1980*. Lincoln, 1995.
- Gremiliza, Hermann L. (Hg.), *Braunbuch Österreich. Ein Nazi kommt selten allein*. Hamburg, 2000.
- Hainsworth, Paul (ed.), *The Extreme Right in Europe and USA*. London, 1992.
- Hanisch, Ernst, *Österreichische Geschichte 1890-1990. Der Lange Schatten des Staates. Österreichische Gesellschaftsgeschichte im 20. Jahrhundert*. Wien, 1994.

- Heinisch, Reinhard, *Populism, Proporz, Pariah. Austria Turns Right. Austrian Political Change, its Causes and Repercussions*. New York, 2002.
- Heitmeyer, Wilhelm / Buhse, Heike / Liebe-Freund, Joachim / Müller, Kurt / Müller, Joachim / Ritz, Helmut / Siller, Gertrud / Vossen, Johannes, *Die Bielefelder Rechtsextremismus-Studie. Erste Langzeituntersuchung zur politischen Sozialisation männlicher Jugendlicher*. Weinheim, 1993.
- Heschl, Franz, *Draußen oder drinnen? Die öffentliche österreichische EU-Beitrittsdebatte vor der Volksabstimmung 1994*. Wien, 2002.
- Höbels, Lothar, *Defiant Populist. Jörg Haider and the Politics of Austria*. West Lafayette, 2003.
- Holtmann, Everhard, *Die angepassten Provokateure. Aufstieg und Niedergang der rechtsextremen DVU als Protestpartei im polarisierten Parteiensystem Sachsen-Anhalts*. Opladen, 2002.
- Huiskens, Freek, *Brandstifter als Feuerwehr: Die Rechtsextremismus-Kampagne. Nichts als Nationalismus 2*. Hamburg, 2001.
- Kaden, Albert / Pelinka, Anton, *Die Grundsatzprogramm der österreichischen Parteien. Dokumentation und Analyse*. St. Pölten, 1979.
- Kitschelt, Herbert, *The Radical Right in Western Europe. A comparative Analysis*. Michigan, 1995.
- Klönne, Arno, *Kein Spuk von gestern-oder: Rechtsextremismus und "Konservative Revolution"*. Münster, 1996.
- Klönne, Arno, *Rechtsextremismus in der "zivilen" Gesellschaft. "kein Spuk von gestern"*. Münster, 2000.
- Kopeinig, Margaretha / Kotanko, Christoph, *Eine europäische Affäre. Der Weissen-Bericht und die Sanktionen gegen Österreich*. Wien, 2000.
- Laqueur, Walter, *Fascism. Past, Present, Future*. New York, 1996 (萩田敬三訳『ファシズム 昨日・今日・過去』(刀水書房 一九九七年)).
- Lewis, Rand C., *The Neo-Nazis and German Unification*. Westport, 1996.
- Merkel, Peter H. / Weinberg, Leonard (ed.), *Right-Wing Extremism in the Twenty-First Century*. London, 2003.
- Misik, Robert / Rabinovici, Doron (Hg.), *Republik der Courage. Wider die Verhinderung*. Berlin, 2000.
- Möhring, Rubina (Hg.), *Österreich allein zuhause. Politik, Medien und Justiz nach der politischen Wende*. Wien, 2001.
- Mudde, Cas, *The Ideology of the Extreme Right*. Manchester, 2000.
- Neubacher, Bernd, *NPD, DVU-Liste D, Die Republikaner. Ein Vergleich ihrer Ziele, Organisationen und Wirkungsfelder*. Köln, 1996.

- Nikowitz, Rainer, *Hallo, West?* Wien, 2002.
- Nolte, Ernst (Hg.), *Theorien über den Faschismus*. Königstein im Taunus, 1984.
- Opitz, Reinhard, *Faschismus und Neofaschismus*. Bonn, 1996.
- Ötsch, Walter, *Haider light. Handbuch für Demagogie*. Wien, 2000.
- Ottomeyer, Klaus, *Die Haider-Show. Zur psychopolitik der FPÖ*. Klagenfurt, 2000.
- Pauley, Bruce, *Eine Geschichte des österreichischen Antisemitismus*. Wien, 1993.
- Pelinka, Anton / Plasser, Fritz / Meixner, Wolfgang (Hg.), *Die Zukunft der österreichischen Demokratie. Trends, Prognosen und Szenarien*. Wien, 2000.
- Pelinka, Anton / Rosenberger, Sieglinde, *Österreichische Politik. Grundlagen - Strukturen - Trends*. Wien, 2000.
- Pelinka, Anton / Welan, Manfred, *Austria Revisited. Demokratie und Verfassung in Österreich*. Wien, 2001.
- Pelinka, Anton / Wodak, Ruth (Hg.), *„Dreck am Stecken“. Politik der Ausgrenzung*. Wien, 2002.
- Pelinka, Peter, *Wozu noch Österreich? Bestandsaufnahme eines Kleinstates*. Wien, 2001.
- Pfahl-Traughber, Armin, *Rechtsextremismus. Eine kritische Bestandsaufnahme nach der Wiedervereinigung*. Bonn, 1993.
- Pick, Helika, *Guilty Victim. Austria from the Holocaust to Haider*. New York, 2000.
- Pilz, Peter, *Die vierte Republik. Der Weg zur Reformmehrheit*. Wien, 2000.
- Plasser, Fritz / Gabriel, Oscar W. / Falter, Jürgen W. / Ulram, Peter A. (Hg.), *Wahlen und politische Einstellungen in Deutschland und Österreich*. Frankfurt am Main, 1999.
- Plasser, Fritz / Ulram, Peter A. / Sommer, Franz (Hg.), *Das österreichische Wahlverhalten*. Wien, 2000.
- Reiter, Erich, *Programm und Programmentwicklung der FPÖ*. Wien, 1982.
- Riedl, Joachim, *Der Wende-Kanzler. Die unerschütterliche Beharrlichkeit des Wolfgang Schüssel*. Wien, 2001.
- Scharsach, Hans-Henning, *Haider's Kampf*. Wien, 1992.
- Scharsach, Hans-Henning (Hg.), *Haider. Österreich und die rechte Versuchung*. Reinbek bei Hamburg, 2000.
- Scharsach, Hans-Henning / Kuch, Kurt, *Haider. Schatten über Europa*. Köln, 2000.
- Scharsach, Hans-Henning, *Rückwärts nach rechts. Europas Populisten*. Wien, 2002.

- Schranz, Harry, "Bewegung" nach Rechts. *Vom Dritten Reich zur Dritten Republik*. Wien. 1995.
- Schweer, Martin K. W. (Hg.), *Die Neue Rechte. Eine Herausforderung für Forschung und Praxis*. Frankfurt am Main, 2003.
- Schubarth, Wilfried / Stöss, Richard (Hg.), *Rechtsextremismus in der Bundesrepublik Deutschland*. Opladen, 2001.
- Spel, Gerfried, *Die umgefärbte Republik. Anmerkungen zu Österreich*. Wien, 2003.
- Taggart, Paul, *Populism*. Buckingham, 2000.
- Wahl, Klaus (Hg.), *Skinheads, Neonazis, Mitleider. Täterstudien und Prävention*. Opladen, 2003.
- Wodak, Ruth / Pelinka, Anton (ed.), *The Haider phenomenon in Austria*. New Brunswick, 2002.
- Zöchling, Christa, *Haider. Licht und Schatten einer Karriere*. Wien, 1999.
- Zukunfts- und Kulturwerkstätte (Hg.), *Wende am Ende? Wien*, 2001.

<参考文献>

- Bailer, Brigitte, FPÖ, F-Bewegung und Neue Rechte. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 1995/3. Wien, 1995.
- Bailer, Brigitte / Neugebauer, Wolfgang, *Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus*. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), *Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage*. Wien, 1996.
- Bailer, Brigitte / Neugebauer, Wolfgang, Rechtsextreme Verein, Parteien, Zeitschriften, informelle/illegale Gruppen. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), *Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage*. Wien, 1996.
- Bailer-Galanda, Brigitte / Lasek, Wilhelm / Neugebauer, Wolfgang, Politischer Extremismus (Rechtsextremismus). in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Horner, Franz / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik*. Wien, 1997.
- Betz, Hans-Georg, Radikaler Rechtspopulismus in Westeuropa. in: Falter, Jürgen W. / Jaschke, Hans-Gerd / Winkler, Jürgen R. (Hg.), *Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung*. Sonderheft der Politischen Vierteljahresschrift 27, Opladen, 1996.

- Brauneder, Wilhelm, Die FPÖ und die "Wende". in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 2000. Wien, 2001.
- Brauneder, Wilhelm, Die Veränderungen im politischen System Österreichs. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 2001. Wien, 2002.
- Campbell, David F. J., Zur Demokratiequalität von politischem Wechsel, Wettbewerb und politischem System in Österreich. in: Campbell, David F. J. / Schaller, Christian (Hg.), *Demokratiequalität in Österreich. Zustand und Entwicklungsperspektiven*. Opladen, 2002.
- Cap, Josef, Eine Wende zur Ellbogengesellschaft. in: Zukunfts- und Kulturwerkstätte (Hg.), *Wende am Ende?* Wien, 2001.
- Cap, Josef, Die Veränderung im politischen System Österreichs. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 2001. Wien, 2002.
- Dillersberger, Siegfried, FPÖ und Europa. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1993. Wien 1994.
- Dottolo, Reinhold, Kärnten - kein Wahnsinn. Wie domestiziere ich Populisten? Überlegungen aus der Provinz - Zum Umbruch in der österreichischen Innenpolitik und zu den sich daraus ergebenden Rahmenbedingungen. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.
- Druwe, Ulrich, unter Mitarbeit von Mantino, Susanne, "Rechtsextremismus". Methodologische Bemerkungen zu einem politikwissenschaftlichen Begriff. in: Falter, Jürgen W. / Jaschke, Hans-Gerd / Winkler, Jürgen R. (Hg.), *Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung*. Sonderheft der Politischen Vierteljahresschrift 27, Opladen, 1996.
- Ender, Bernd, Eine Art Scheidungs-report. Warum es nicht zur Neuaufgabe der SPÖ-ÖVP-Koalition kam. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.
- Gabriel, Oscar W., Rechtsextreme Einstellungen in Europa: Struktur, Entwicklung und Verhaltensimplikationen. in: Falter, Jürgen W. / Jaschke, Hans-Gerd / Winkler, Jürgen R. (Hg.), *Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung*. Sonderheft der Politischen Vierteljahresschrift 27, Opladen, 1996.
- Gärtner, Reinhold, Rechtsextremismus und Neue Rechte. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 1995/3. Wien, 1995.

- Gessenharter, Wolfgang, Neue radikale Rechte, intellektuelle Neue Rechte und Rechtsextremismus: Zur theoretischen und empirischen Neuvermessung eines politisch-ideologischen Raumes. in: Gessenharter, Wolfgang / Fröchling, Helmut (Hg.), *Rechtsextremismus und Neue Rechte in Deutschland. Neuvermessung eines politisch-ideologischen Raumes?* Opladen, 1998.
- Gessenharter, Wolfgang, Im Spannungsfeld. Intellektuelle Neue Rechte und demokratische Verfassung. in: Gessenharter, Wolfgang / Pfeiffer, Thomas (Hg.), *Die Neue Rechte - eine Gefahr für die Demokratie?* Wiesbaden, 2004.
- Grabner-Haider, Anton, Wege der Populisten. in: Susanna Berndt (Hg.), *Die neuen Verführer. Populismus Heute.* Graz, 2001.
- Grasser, Karl-Heinz, Der Count-down hat begonnen: Das Ende der Schuldenpolitik. Österreich als wirtschafts- und sozialpolitischer Modellfall. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2000.* Wien, 2001.
- Güttel, Wolfgang H., Programmatische Innovationen und Parteienwettbewerb. Eine empirische Analyse der Wahlprogramme der österreichischen Parteien von 1983 bis 1995. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft.* 1998/3. Wien, 1998.
- Höbels, Lothar, Die FPÖ und die Konflikte in ihren Landesorganisationen. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1998.* Wien, 1999.
- Hofinger, Christoph / Jenny, Marcelo / Ogris, Günter, Steter Tropfen höhlt den Stein. Wählerströme und Wählerwanderungen 1999 im Kontext der 80er und 90er Jahre. in: Plasser, Fritz / Ullrich, Peter A. / Sommer, Franz (Hg.), *Das österreichische Wahlverhalten.* Wien, 2000.
- Hofinger, Christoph / Ogris, Günter, Die Analyse der Wählerströme bei der Nationalratswahl 1999. in: *SWS-Rundschau* (40. Jg.). Heft 2/2000.
- Hofinger, Christoph / Ogris, Günter, Antisemitische Schützenhilfe als Schuss ins eigene Knie. Die Wiener Gemeinderatswahl vom 25. März 2001. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2001.* Wien, 2002.
- Hofinger, Christoph / Ogris, Günter, / Breitenfelder, Ursula, Das Wendejahr. Polarisierungen, Themen und Wählerströme. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2000.* Wien, 2001.

- Holzer, Willibald I., Rechtsextremismus-Konturen, Definitionsmerkmale und Erklärungsansätze. in Österreich. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), *Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage*. Wien, 1996.
- Khol, Andreas, Die FPÖ im Spannungsfeld von Ausgrenzung, Selbstausgrenzung, Verfassungsbogen und Regierungsfähigkeit. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1995*. Wien, 1996.
- Khol, Andreas / Menasse, Robert, Gespräch für "Die Presse" 31. 1. 2002. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2000*. Wien, 2001.
- Koller, Andreas, Gefährliches Experiment. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien, 2000.
- Luther, Kurt Richard, Die Freiheitlichen (F). in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Horner, Franz / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik*. Wien, 1997.
- Luther, Kurt Richard, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Merkl, Peter H. / Weinberg, Leonard (ed.), *Right-Wing Extremism in the Twenty-First Century*. London, 2003.
- Luther, Kurt Richard, Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ) und das Bündnis Zukunft Österreich (BZÖ). in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch*. Wien, 2006 (東原正明訳「翻訳・紹介 クレム・リョヤント・ルター「オーストリア自由党とオーストリア未来同盟」(北海道大学開発研究所『開発論集』第七九号 二〇〇七年)).
- Mack, Robert / Stimpfl-Abele, Vinzenz, Die Kärntner Landtagswahl 1999 - eine Kurzanalyse. in: Kohl, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien 2000.
- Manoschek, Valter, Die Wehrmacht und die Ausstellung "Vernichtungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944" als Thema österreichischer Vergangenheitspolitik. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2001/1. Wien, 2001.
- Manoschek, Walter, FPÖ, ÖVP, and Austria's Nazi Past. in: Wodak, Ruth / Pelinka, Anton (ed.), *The Haider Phenomenon in Austria*. New Brunswick, 2002.

- Matzka, Manfred, Rechtsextremismus auch in Österreich? in: Khol, Andreas / Ofner, Günter / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1993. Wien 1994.
- Mitten, Richard, Austria all Black and Blue: Jörg Haider, the European Sanctions, and the Political Crisis in Austria. in: Wodak, Ruth / Pelinka, Anton (ed.), *The Haider Phenomenon in Austria*. New Brunswick, 2002.
- Mölzer, Andreas, Paradigmenwechsel. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.
- Müller, Wolfgang C., Regierungssystem. in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Horner, Franz / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik*. Wien, 1997.
- Müller, Wolfgang C., Wahlen und Dynamik des österreichischen Parteiensystems seit 1986. in: Plasser, Fritz / Ullram, Peter A. / Sommer, Franz (Hg.), *Das österreichische Wahlverhalten*. Wien, 2000.
- Müller, Wolfgang C. / Jenny, Marcelo, Abgeordnete, Parteien und Koalitionspolitik: Individuelle Präferenzen und politisches Handeln im Nationalrat. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2000/3. Wien, 2000.
- Müller, Wolfgang C., Parteiensystem: Rahmenbedingungen, Format und Mechanik des Parteienwettbewerbs. in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch*. Wien, 2006.
- Müller, Wolfgang C., Die Österreichische Volkspartei. in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tólos, Emmerich (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch*. Wien, 2006.
- Neugebauer, Gero, Extremismus-Rechtsextremismus-Linksextremismus: Einige Anmerkungen zu Begriffen, Forschungskonzepten, Forschungsfragen und Forschungsergebnissen. in: Schubarth, Wilfried / Stöss, Richard (Hg.), *Rechtsextremismus in der Bundesrepublik Deutschland. Eine Bilanz*. Opladen, 2001.
- Neuwirth, Erich, *Wählerstromanalyse Nationalratswahl 1999*. (ハーバー大学の選挙分析に関するホームページ) <http://sunsite.univie.ac.at/Austria/elections/>
- Neuwirth, Erich, *Wählerstromanalyse Nationalratswahl 2002*. (ハーバー大学の選挙分析に関するホームページ) <http://sunsite.univie.ac.at/Austria/elections/>

at/Austria/elections/総選)

Pelinka, Anton, Die rechte Versuchung. SPÖ, ÖVP und die Folgen eines falschen Tabus. in: Scharsach, Hans-Henning (Hg.), *Haider. Österreich und die rechte Versuchung*. Reinbek bei Hamburg, 2000.

Pelinka, Anton, Die geänderte Funktionalität von Vergangenheit und Vergangenheitspolitik. Das Ende der Konkordanzdemokratie und die Verschiebung der Feindbilder. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2001/1. Wien, 2001.

Pelinka, Anton, Machtrausch in Schwarz-Blau? in: Zukunfts- und Kulturwerkstätte (Hg.), *Wende am Ende?* Wien, 2001.

Pichl, Elmar / Scheucher, Christian, Wahlkampf 2002. Die Kunst der richtigen Kampagne. in: Auer, Clemens Martin / Fleischhacker, Michael (Hg.), *Diesmal. Analysen zur Nationalratswahl 2002*. Wien, 2003.

Plasser, Fritz, Medienzentrierte Demokratie: Die "Amerikanisierung" des politischen Wettbewerbs in Österreich. in: Anton Pelinka, Fritz Plasser, Wolfgang Meixner (Hg.), *Die Zukunft der österreichischen Demokratie. Trends, Prognosen und Szenarien*. Wien, 2000.

Plasser, Fritz / Ullram, Peter A., Parteien ohne Stammwähler? Zerfall der Parteibindungen und Neuausrichtung des österreichischen Wahlverhaltens. in: Pelinka, Anton / Plasser, Fritz / Meixner, Wolfgang (Hg.), *Die Zukunft der österreichischen Demokratie. Trends, Prognosen und Szenarien*. Wien, 2000.

Plasser, Fritz / Ullram, Peter A., Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Plasser, Fritz / Ullram, Peter A. / Sommer, Franz (Hg.), *Das österreichische Wahlverhalten*. Wien, 2000.

Plasser, Fritz / Ullram, Peter A. / Sommer, Franz, Nationalratswahl 1999: Transformation des österreichischen Wahlverhaltens. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien 2000.

Preglau, Max, Rechtsextrem oder postmodern? Über Rhetorik, Programmatik, Interaktionsformen und ein Jahr Regierungspolitik der (Haider-) FPÖ. in: *SWS-Rundschau* (41. Jg.), Heft 2/2001.

Rabl, Peter, Zum Ende der "Großen Koalition" und zum Neubeginn durch eine neue Koalition. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien, 2000.

Reitan, Claus, Paradigmenwechsel 2000 - Zum Ende der "Großen Koalition" und zum Neubeginn durch eine neue Koalition. in: Khol,

- Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.
- Reiter, Erich, Zur Entwicklung der FPÖ vor und nach der EU-Volksabstimmung. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1994. Wien, 1995.
- Rosam, Wolfgang M., Die EU-Kampagne der Bundesregierung. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1994. Wien 1995.
- Rosenberger, Sieglinde, Erosionen und Transformationen. Politische Trends seit den 80er Jahren. in: Forum Politische Bildung (Hg.), *Zum politischen System Österreich. Zwischen Modernisierung und Konservatismus*. Wien, 2000.
- Rosner, Peter, Soziale und wirtschaftliche Ursachen der politischen Veränderungen. in: Forum Politische Bildung (Hg.), *Zum politischen System Österreich. Zwischen Modernisierung und Konservatismus*. Wien, 2000.
- Schüssel, Wolfgang, Die Perspektiven der österreichischen Sicherheitspolitik. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1997. Wien, 1998.
- Schüssel, Wolfgang, Von alten Schulden zu neuen Chancen. Unser Weg zum Doppelziel Nulldefizit und Vollbeschäftigung. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 2000. Wien, 2001.
- Schweer, Martin K. W. / Thies, Barbara, Die Neue Rechte: Eine Herausforderung für Forschung und Praxis. Eine Einführung aus pädagogisch-psychologischer Sicht. in: Schweer, Martin K. W. (Hg.), *Die Neue Rechte. Eine Herausforderung für Forschung und Praxis*. Frankfurt am Main, 2003.
- Sottopietra, Doris, Die Renaissance von Rassismus und Antisemitismus. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 1997/3. Wien, 1997.
- Sperl, Gerfried, Kein Paradigmenwechsel. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.
- Stix, Rüdiger, Das Jahr der Bewährung - warum brach die FPÖ 1998 nahezu flächendeckend auf? in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1998. Wien, 1999.

- Thurnher, Armin, Kleiner Paradigmenwechsel, großer Preis? in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien, 2000.
- Thurnher, Armin, Die Wende nieder, die Wände hoch. in: Zukunfts- und Kulturwerkstätte (Hg.), *Wende am Ende?* Wien, 2001.
- Ucakar, Kahl, Die Sozialdemokratische Partei Österreichs. in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Horner, Franz / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tälös, Emmerich (Hg.), *Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik*. Wien, 1997.
- Ucakar, Karl, Sozialdemokratische Partei Österreichs. in: Dachs, Herbert / Gerlich, Peter / Gottweis, Herbert / Kramer, Helmut / Lauber, Volkmar / Müller, Wolfgang C. / Tälös, Emmerich (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch*. Wien, 2006.
- Uhl, Heidemarie, Das "erste Opfer". Der österreichische Opfermythos und seine Transformationen in der Zweiten Republik. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2001/1. Wien, 2001.
- Unterberger, Andreas, Paradigmenwechsel 2000. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999*. Wien, 2000.
- Ullram, Peter A., The New Political Climate - das neue politische Umfeld. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2000*. Wien, 2001.
- Ullram, Peter A., Strukturelle Mehrheit oder mehrheitsfähige Angebote für offene Wählermärkte? Befunde und Schlussfolgerungen aus der empirischen Wahlforschung. in: Auer, Clemens Martin / Fleischhacker, Michael (Hg.), *Diesmal. Analysen zur Nationalratswahl 2002*. Wien, 2003.
- Van der Bellen, Alexander, Das Euro-Volksbegehren der FPÖ. in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Stinermann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1997*. Wien, 1998.
- Van der Bellen, Alexander / Wurz, Lukas, Die "Wende" in Österreich. Politisches System in Veränderung? in: Khol, Andreas / Ofner, Günther / Burkert-Dottolo, Günther / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2001*. Wien, 2002.
- Völker, Michael, Die FPÖ - Ein Betriebsunfall. Eine Annäherung in sechs Bildern. in: Auer, Clemens Martin / Fleischhacker, Michael (Hg.), *Diesmal. Analysen zur Nationalratswahl 2002*. Wien, 2003.
- Wandruszka, Adam, Österreichs politische Struktur. Die Entwicklung der Parteien und politischen Bewegungen. in: Benedikt,

- Heinrich (Hg.), *Geschichte der Republik Österreich*. Wien, 1954.
- Welan, Matfried, Regierungsbildung. Insbesondere 1999/2000. in: *WPR-Diskussionspapier*. Nr. 80-R-2000. Wien, 2000.
- Winkler, Jürgen R., Rechtsextremismus. Gegenstand-Erklärungsansätze-Grundprobleme. in: Schubarth, Wilfried / Stöss, Richard (Hg.), *Rechtsextremismus in der Bundesrepublik Deutschland. Eine Bilanz*. Opladen, 2001.
- Wohnout, Helmut, Rechtsextremismus, Rechtspopulismus und ihre Rückwirkungen auf das österreichische politische System. Eine Untersuchung unter besonderer Berücksichtigung der Rolle der FPÖ. in: Khol, Andreas / Ofner, Günter / Stirnemann, Alfred (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1993. Wien 1994.
- Wolfruber, Elisabeth, Parteipolitischer Diskurs und Strategien in der Ausländer/innen/politik in Österreich 1989 bis 1993. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 1994/3. Wien, 1994.
- Zöchling, Christa, Jörg Haider: Der Rächer (Österreich). in: Jungwirth, Michael (Hg.), *Haider, Le Pen & Co.. Europas Rechtspopulisten*. Graz, 2002.
- Zulehner, Paul M., Die Kirche und die neue Regierung. in: Khol, Andreas / Ofner, Günter / Burkert-Dottolo, Günter / Karner, Stefan (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik* 1999. Wien, 2000.

邦語

〈著書〉

- 阿部謹也『物語 ドイツの歴史』(中公新書 一九九八年)
- 粟屋憲太郎、田中宏、三島憲一、広瀬清吾、望田幸男、山口定『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか——』(朝日選書 一九九四年)
- 今津晃『二十世紀の世界 新書西洋史八』(講談社現代新書 一九七四年)
- 岩崎正洋『政党システムの理論』(東海大学出版会 一九九九年)
- 内田満『政党・圧力団体・議会』(早稲田大学出版部 二〇〇〇年)
- 内山隆夫『オーストリアの経済社会と政策形成』(晃洋書房 二〇〇二年)
- 大西健夫、酒井晨史編『オーストリア——永世中立国際国家——』(早稲田大学出版部 一九九六年)

- 金丸輝男編『ヨーロッパ統合の政治史 人物を通して見たあゆみ』(有斐閣 一九九六年)
- 木谷勤、望田幸男編著『ドイツ近代史』(ミネルヴァ書房 一九九二年)
- 梶田孝道『新しい民族問題 EC統合とエスニシティ』(中公新書 一九九三年)
- 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ』(岩波新書 一九九三年)
- 姜尚中、森巢博『ナショナリズムの克服』(集英社新書 二〇〇二年)
- 木村直司、今井圭子編『民族問題の現在』(彩流社 一九九六年)
- 倉田稔『ハプスブルク・オーストリア・ウィーン』(成文社 二〇〇一年)
- 小岸昭『世俗宗教としてのナチズム』(ちくま新書 二〇〇〇年)
- 小平修『エスニシティと政治』(ミネルヴァ書房 一九九九年)
- 近藤孝弘『自国史の行方——オーストリアの歴史政策——』(名古屋大学出版会 二〇〇一年)
- 坂井榮八郎、保坂一夫編『ヨーロッパドイツへの道 統一ドイツの現状と課題』(東京大学出版会 一九九六年)
- 笹本駿二『第二次世界大戦前夜——ヨーロッパ一九三九年——』(岩波新書 一九六九年)
- 白鳥令、砂田一郎編『現代政党の理論』(東海大学出版会 一九九六年)
- 瀬島誠、古賀敬太、池田佳隆、山本周次『激動するヨーロッパ』(晃洋書房 一九九八年)
- 高垣金三郎『新時代の胎動——ヨーロッパのナショナリズム』(ダイヤモンド社 一九六四年)
- 高橋秀寿『再帰化する近代——ドイツ現代史試論』(国際書院 一九九七年)
- 高柳先男編著『ヨーロッパ新秩序と民族問題』(中央大学出版部 一九九八年)
- 田口富久治『民族の政治学』(法律文化社 一九九六年)
- 田村光彰『改定新版 統一ドイツの苦悩——外国人襲撃と共生のはざままで——』(技術と人間 一九九七年)
- 田村光彰『ドイツ二つの過去』(技術と人間 一九九八年)
- 坪郷實『統一ドイツのゆくえ』(岩波新書 一九九一年)
- 東海大学平和戦略国際研究所編『オーストリア——統合 その夢と現実——』(東海大学出版会 二〇〇一年)
- 仲井斌『現代ドイツの試練——政治・社会の深層を読む』(岩波書店 一九九四年)
- 中本康夫、河合秀和、山口定編『現代西ヨーロッパ政治史』(有斐閣 一九九〇年)

- 西川長夫『国民国家論の射程 あるいは〈国民〉という怪物について』（柏書房 一九九八年）
- 西川長夫、宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題 ポスト国民国家時代の可能性を問う』（人文書院 一九九五年）
- 西島建男『民族問題とは何か』（朝日選書 一九九二年）
- 日本比較政治学会編『EUのなかの国民国家——デモクラシーの変容』（早稲田大学出版部 二〇〇三年）
- 野田宣雄『教養市民層からナチズムへ——比較宗教社会史のころみ——』（名古屋大学出版会 一九八八年）
- 野田宣雄編『よみがえる帝国』（ミネルヴァ書房 一九九八年）
- 畑山敏夫『フランス極右の新展開 ナショナル・ポピュリズムと新右翼』（国際書院 一九九七年）
- 原田溥編『統合ドイツの文化と社会』（九州大学出版会 一九九六年）
- 林健太郎『ワイマル共和国』（中公新書 一九六三年）
- 秀村欣二編『西洋史概説 第四版』（東京大学出版会 一九八八年）
- 平島健司『ドイツ現代政治』（東京大学出版会 一九九四年）
- 広瀬佳一『ヨーロッパ分断一九四三 大国の思惑、小国の構想』（中公新書 一九九四年）
- 星野智『現代ドイツ政治の焦点』（中央大学出版部 一九九八年）
- 増谷英樹『歴史のなかのウィーン——都市とユダヤと女たち——』（日本エディタースクール出版部 一九九三年）
- 松本重治編『世界の歴史 一六 現代——人類の岐路』（中公文庫 一九七五年）
- 松浦寛『ユダヤ陰謀説の正体』（ちくま新書 一九九九年）
- 丸山真男『現代政治の思想と行動 増補版』（未来社 一九六四年）
- 三島憲一『文化とレイシズム 統一ドイツの知的風土』（岩波書店 一九九六年）
- 宮島喬『ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ 周辺の視点から』（東京大学出版会 一九九二年）
- 宮島喬『ヨーロッパ社会の試練 統合のなかの民族・地域問題』（東京大学出版会 一九九七年）
- 宮島喬『文化と不平等』（有斐閣 一九九九年）
- 宮田光雄『西ドイツの精神構造——ナチズムとデモクラシーの間——』（岩波書店 一九六八年）
- 宮田光雄『ナチ・ドイツと言語——ヒトラー演説から民衆の悪夢まで——』（岩波新書 二〇〇二年）
- 村瀬興雄編『世界の歴史 一五 ファシズムと第二次大戦』（中公文庫 一九七五年）

- 村瀬興雄『ナチズム』(中公新書 一九九一年)
- 望田幸男『ナチス追及 ドイツの戦後』(講談社現代新書 一九九〇年)
- 望田幸男『ネオナチのドイツを読む』(新日本出版社 一九九四年)
- 望田幸男、三宅正樹編『概説ドイツ史 新版』(有斐閣選書 一九九二年)
- 百瀬宏、小倉充夫編『現代国家と移民労働者』(有信堂高文社 一九九二年)
- 矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』(刀水書房 一九九五年)
- 矢田俊隆、田口晃『世界現代史二五 オーストリア・スイス現代史』(山川出版社 一九九五年)
- 山口圭介『ナシヨナリズムと現代 改訂版』(九州大学出版会 一九九二年)
- 山口定『ファシズム』(有斐閣選書 一九七九年)
- 山口定『現代ヨーロッパ政治史 上・下』(福村出版 一九八二年)
- 山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』(朝日選書 一九九八年)
- 山本佐門『民主主義の政治学 改訂版』(北樹出版 一九九四年)
- 山本佐門『ドイツ社会民主党日常活動史』(北海道大学図書刊行会 一九九五年)
- 山本佐門『現代国家と民主政治——現代政治への基本視点』(北樹出版 二〇〇五年)
- 山本知佳子『外国人襲撃と統一ドイツ』(岩波ブックレット 一九九三年)
- 良知力『青きドナウの乱痴気——ウィーン一八四八年——』(平凡社 一九八五年)
- 渡辺重範編『ドイツ ハンドブック』(早稲田大学出版部 一九九七年)
- 渡部昇一『ドイツ参謀本部』(中公新書 一九七四年)
- アーレント、ハナ(大久保和郎、大島かおり訳)『全体主義の起原 三』(みすず書房 一九九五年)
- アンダーソン、ベネディクト(白石さや、白石隆訳)『増補 想像の共同体』(NTT出版 一九九七年)
- イグナティエフ、マイケル(幸田敦子訳)『民族はなぜ殺し合うのか——新ナシヨナリズム六つの旅』(河出書房新社 一九九六年)
- ヴァイツゼッカー、リヒャルト・フォン(永井清彦訳)『荒れ野の四〇年——ヴァイツゼッカー大統領演説——』(岩波ブックレット 一九八六年)
- ヴィーゼンタール、ジーモン(下村由一、山本達夫訳)『ナチ犯罪人を追う S. ヴィーゼンタール回想録』(時事通信社 一九九八年)

- ヴォルカン、ヴァミク（水谷驍訳）『誇りと憎悪 民族紛争の心理学』（共同通信社 一九九九年）
- ギデンス、アンソニー（松尾精文、小幡正敏訳）『国民国家と暴力』（而立書房 一九九九年）
- ゲルナー、アーネスト（加藤節監訳）『民族とナショナリズム』（岩波書店 二〇〇〇年）
- コーン、ハンス（稲野強、小沢弘明、柴宜弘、南塚信吾訳）『ハプスブルク帝国史入門』（恒文社 一九九三年）
- シュピール、ヒルデ（別宮貞徳訳）『ウィーン——黄金の秋』（原書房 一九九三年）
- スヴォレイ、ヤーロン／テイラー、ニック（尾島恵子訳）『ヒトラーズ シャドウ』（小学館 一九九六年）
- スミス、アンソニー・D.（巢山靖司監訳）『二〇世紀のナショナリズム』（法律文化社 一九九五年）
- スミス、アンソニー・D.（高柳先男訳）『ナショナリズムの生命力』（晶文社 一九九八年）
- スミス、アンソニー・D.（巢山靖司、高城和義他訳）『ネーションとエスニシティ 歴史社会学的考察』（名古屋大学出版会 一九九九年）
- テラー、ジェームズ／ショー、ウォーレン（吉田八岑監訳）『ナチス第三帝国事典』（三交社 一九九三年）
- ドガン、マティ（櫻井陽二監訳）『ヨーロッパの民主政治——類似点と相違点』（芦書房 一九九五年）
- トッド、エマニエル（石崎晴己、東松秀雄訳）『移民の運命——同化か隔離か』（藤原書店 一九九九年）
- トレンハルト、ディートリヒ編（宮島喬、丸山智恵子、高坂扶美子、分田順子、新原道信、定松文訳）『新しい移民大陸ヨーロッパ 比較のなかの西欧諸国・外国人労働者と移民政策』（明石書店 一九九四年）
- パウアー、オットー（酒井農史訳）『オーストリア革命』（早稲田大学出版部 一九八九年）
- ハッセルバツハ、インゴ『ネオナチ「若き極右リーダー」の告白』（河出書房新社 一九九五年）
- バリバール、エティエンヌ／ウォーラーズテイン、イマニエル（若森章孝、岡田光正、須田文明、奥西達也訳）『人種・国民・階級（新装版）——揺らぐアイデンティティ』（大村書店 一九九七年）
- ハーバーマス、ユルゲン／ノルテ、エルンスト他（徳永恂、清水多吉、三島憲一、小野島康雄、辰巳伸知、細見和之訳）『過ぎ去ろうとしない過去 ナチズムとドイツ歴史家論争』（人文書院 一九九五年）
- ヒーター、デレック（田中俊郎監訳）『統一ヨーロッパへの道 シャルルマーニユからEC統合へ』（岩波書店 一九九四年）
- ヒトラー、アドルフ（平野一郎、将積茂訳）『我が闘争（上）、（下）』（角川文庫 一九七三年）
- ポラード、シドニー（鈴木良隆、春見濤子訳）『ヨーロッパの選択 経済統合への途 一八一五——一九七〇年』（有斐閣選書 一九九〇年）

マウ、ヘルマン／クラウスニツク、ヘルムート(内山敏訳)『ナチスの時代——ドイツ現代史——』(岩波新書 一九六一年)
ユルゲンスマイヤー、マーク(阿部美哉訳)『ナシヨナリズムの世俗性と宗教性』(玉川大学出版部 一九九五年)
ラウバー、フォルクマール編(須藤博忠訳)『現代オーストリアの政治』(信山社 一九九七年)
リケット、リチャード(青山孝徳訳)『オーストリアの歴史』(成文社 一九九五年)
リヒタ、ウヴェ(石川求、鈴木崇夫、渡部貞昭訳)『ヒトラーの長き影』(三元社 一九九五年)

〈論文・雑誌記事〉

阿部陽三「オーストリア極右政権誕生がEU社会に及ぼす影響」(『世界の労働』日本ILO協会 二〇〇〇年五月)
石田英敬「テレビ国家(1) 権力のメディア的変容について」(『世界』七五三号 二〇〇六年)

井手重昭「ネオ・ナチ」論(昭和女子大学近代文化研究所『学苑』第六五三号 一九九四年)

岩本勲「ネオ・ナチとロストック事件」(『大坂産業大学論集』第九五号 一九九四年)

内山隆夫「社会的パートナーシップの政治経済学——オーストリアの事例を中心にして——」(同志社大学経済学会『経済学論叢』第五二

巻第三号 二〇〇一年)

榎彰「アジアの地域主義とハイダー現象」(『AFA論集』一九九九年度第四号 アジア親善交流協会 二〇〇〇年三月)

大塚昌克「ドイツにおける最近の一政治潮流——極右勢力の台頭——」(『立法と調査』一八〇号 参議院常任委員会調査室・特別調査室 一

九九四年)

大野英二「ドイツにおける難民問題と庇護政策」(『思想』第八二二号 一九九二年)

大野英二「ドイツにおける庇護政策の転回点」(『思想』第八三三号 一九九三年)

大橋成光「オーストリア共和国の政治動向——赤・黒大連立政権継続破綻のプロセス」(京都外国語大学『研究論叢』第五六号 二〇〇〇

年)

梶田孝道「ヨーロッパの極右はなぜ台頭するのか「ナシヨナル・ポピュリズム」の誕生」(『世界』第五七八号 一九九三年)

加藤一夫「EU脱退」の目もあるオーストリア問題の行方——「極右の政権参加」制裁による外交・経済圧迫が深刻に——」(『国会画報』

第四二巻第五号 麹町出版 二〇〇〇年五月)

上条勇「ウィーン 一九九六年——「EU選挙とオーストリア」と「オットー・バウアーのウィーン——」(金沢大学経済学会編『経済論

集 第三八号 二〇〇一年

姜尚中「小ぶりのサッチャー」ハイダー現象の特異性」(『週刊金曜日』二〇〇〇年三月三日号)

北村浩「統一ドイツの右翼過激派——その原因と背景——」(日本科学者会議編集『日本の科学者』第二九卷第一号 一九九四年)

木戸蓊「暴力」の失脚のために ヨーロッパ民族問題への視点」(『世界』第五六三号 岩波書店 一九九二年)

小島良一「なぜEUは極右政権参加にこだわるのか」(『前衛』二〇〇〇年四月)

小林宏農「EUの対オーストリア制裁をめぐる法的諸問題」(日本大学法学部法学研究所『法学紀要』第四四卷 二〇〇三年)

近藤孝弘「オーストリアの犠牲者神話とドイツ国際歴史教科書対話——両国における現代史教育をめぐる——」(『東欧史研究』二四号 二〇〇二年)

近藤潤三「統一ドイツにおける政治倦厭の諸相」(愛知教育大学社会科学会『社会科学論集』第三五号 一九九六年)

斎藤哲「西ドイツにおける右翼急進主義の展開——共和党を例に——」(『政経論叢』第五九卷第一・二号 明治大学政治経済研究所 一九九二年)

佐瀬昌盛「統一ドイツと過激排外主義——極右化するドイツ人の「外国人敵対性」——(上)・(中)・(下)」(『国防』第四二卷第九・一〇・一一号 一九九三年)

佐瀬昌盛「EU諸国「オーストリア制裁」劇の顛末」(拓殖大学海外事情研究所『海外事情研究所報告』第三五号 二〇〇一年)

佐藤信行「転換に次ぐ実験へ…オーストリア」(拓殖大学海外事情研究所『海外事情』二〇〇二年一〇月号)

佐藤健生「第三帝国と「過去の克服」」(望田幸男、三宅正樹編『新版 概説ドイツ史——現代ドイツの歴史的理解——』有斐閣選書 一九九二年)

佐藤健生「今なぜ「シンドラーのリスト」か」(『世界』第五九七号 一九九四年)

柴山健太郎「統一ドイツを揺るがす極右過激主義の新しい波」(『経済評論』一九九二年五月号)

島村賢一「苦悩する統一後のドイツと極右の台頭」(『賃金と社会保障』一〇九七号 一九九三年)

島村賢一「新たなドイツ国家像の模索——いわゆる外国人問題と極右台頭との関連で——」(『賃金と社会保障』一一〇五号 一九九三年)

末永清「オーストリア政府の「大ドイツ」連邦構想」(愛知学院大学文学会『文学部紀要』第三二号 二〇〇一年)

大黒太郎「二〇〇〇年政権交代とオーストリア・デモクラシー——「連合形式」転換の政治過程——」(『レヴァイアサン』三二号 木鐸社 二〇〇三年)

- 高岡秀一郎「『エーデルワイス』は美しい歌だが——可憐な小国に徒花が咲いた事情」(『時事解説』時事通信社 二〇〇〇年二月二二日)
- 高橋進「大連合体制とデモクラシー——オーストリアの経験——」(篠原一編『連合政治II』岩波現代選書 一九八四年)
- 高橋秀寿「今日におけるドイツ極右現象の歴史的位相」(『思想』第八三三号 一九九三年)
- 竹内真雄「オーストリアの自由党を事例とした極右政党の得票率に関する一考察」(中央大学大学院『大学院研究年報 総合政策研究科篇』第五号 二〇〇一年)
- 坪郷實「戦後ドイツの極右主義と共和党」(『思想』第八三三号 一九九三年)
- 仲井斌「ワイマールがやってくる? ドイツ極右のルネサンス」(『世界』第五八〇号 一九九三年)
- 仲井斌「ドイツの極右 外国人敵視の社会病理学 統一後に直面する『ワイマール』の危機」(『エコノミスト』第七一巻第三二号 一九九三年)
- 鳴沢宏英「オーストリア新政権とEU」(『金融財政』時事通信社 二〇〇〇年二月二八日)
- 西岡將「総選挙に見るドイツの底流」(拓殖大学海外事情研究所『海外事情』二〇〇二年一〇月号)
- 野島利彰「オーストリア政治レポート」(駒沢大学外国語部『論集』第五五号 二〇〇一年)
- 野島利彰「オーストリア政治レポート(4)」(駒沢大学外国語部『論集』第五六号 二〇〇二年)
- 畑山敏夫「フランス極右の台頭——フロン・ナショナル(国民戦線) 一九八四—八八年——」(『佐賀大学経済論集』第二三巻第一号 一九九〇年)
- 馬場優「ハイダー自由党とオーストリア——一九九九年総選挙を振り返って——」(大阪府立大学『法学雑誌』第四七巻第二号 二〇〇〇年)
- 東原正明「現代ドイツの極右現象——その特徴と背景——」(北海学園大学大学院『法学研究科論集』創刊号 二〇〇〇年)
- 深澤兵吾「欧州の右翼政党」(『AERA』二〇〇〇年一〇月二三日号)
- 広瀬佳一「なぜハイダー自由党が人気を博すのか」(『世界週報』第八一卷第一七号 二〇〇〇年)
- 藤村信「美しく暗きドナウ——ワルトハイム事件と戦争責任——」(『世界』第四九二号 一九八六年)
- 藤村信「美しく暗きドナウ(下)——幸福の《島》——」(『世界』第四九三号 一九八六年)
- 藤村信「ヨーロッパ青の時代」(『世界』第七〇七号 二〇〇二年)
- 福井聡「オーストリア自由党の政権参加とその背景」(国際労働運動研究協会『国際労働運動』第三〇巻第四号 二〇〇〇年)

福田和也、櫻井よしこ「オーストリア右派連立政権の誕生からハイダー事件が問うもの」(『Φ(ファイ)』第一二九号 富士総合研究所 二〇〇〇年六月)

古田善文「占領期オーストリアの非ナチ化——一九四五〜四六年を中心に——」(『歴史学研究』一九八九年十一月号)

星乃治彦「初期ネオ・ナチ諸模様序説」(『熊本女子大学学術紀要』第四二巻 一九九〇年)

増谷英樹「オーストリア現代史とハイダー現象」(『歴史地理教育』二〇〇〇年九月)

増谷英樹「オーストリアの戦争責任問題とハイダーの生い立ち」(『戦争責任研究』第三一号 二〇〇一年)

三宅正樹「東西ドイツの分裂」(望田幸男、三宅正樹編『新版 概説ドイツ史——現代ドイツの歴史的理解——』有斐閣選書 一九九二年)

宮本太郎「新しい右翼と福祉ショービニズム——反社会的連帯の理由——」(齋藤純一『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房 二〇〇四年)

宮澤浩一「オーストリアにおける外国人労働者の諸問題——特に、治安に及ぼす影響を中心として——」(『法学研究』第六二巻第一二号 慶

応義塾大学法学研究会 一九八九年)

村松恵二「オーストリア国民」意識の形成過程——ナショナルな価値と普遍的価値——」(日本政治学会編『年報政治学一九九四 ナショ

ナリズムの現在 戦後日本の政治』岩波書店 一九九四年)

村松恵二「オーストリアの新右翼——「合意民主主義」の危険とオーストリア自由党の躍進——」(山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』

朝日選書 一九九八年)

村松恵二「右翼政権誕生とオーストリア——ナチス擁護の自由党が政権政党になった背景——」(『週刊金曜日』第三〇五号 二〇〇〇年三月三日)

村松恵二「二つの反ユダヤ主義の間——戦間期オーストリアのカトリック政治思想と反ユダヤ主義——」(日本政治学会編『年報政治学二

〇〇二 二〇世紀のドイツ政治理論』岩波書店 二〇〇二年)

森光昭「極右主義とオーストリア自由党」(熊本大学教養部『熊本大学教養部紀要 外国語・外国文学編』第三二号 一九九七年)

森光昭「ドイツの極右主義」(常葉謙二、古賀允洋、鈴木桂樹編『熊本大学「地域」研究——Ⅲ 国際社会の近代と現代』九州大学出版会

一九九七年)

山田俊英「ドイツ二大政党への失望と極右勢力の台頭」(『前衛』第六三三号 一九九三年)

山本佐門「国民国家の相対化と多元的国家論」(『北海学園大学法学部三十周年記念論文集 転換期の法学・政治学』一九九六年)

山本佐門「『地域からの政治学』の基本視点」(清水昭典、十亀昭雄、蓮池穰、山本佐門『地域からの政治学 北海道から考える 増補新版』窓社 一九九六年)

脇祐三「オーストリア自由党躍進の波紋」(『世界』第六七三号 二〇〇〇年)

渡辺久丸「オーストリアのEU加盟をめぐる憲法上の諸問題——とくに永世中立との関連で——」(島根大学法文学部紀要法学科篇『島大法学』第四四卷第四号 二〇〇一年)

渡辺久丸「オーストリア連邦憲法の改正の特質」(島根大学法文学部紀要法学科篇『島大法学』第四五卷第三号 二〇〇一年)

ウォーラーステイン、イマニエル(山下範久訳)「レイシズムという劫罰」(『環』藤原書店 二〇〇〇年第二号)

クラマー、ヘルムート「外交政策」(ラウバー、フォルクマール編(須藤博忠訳)『現代オーストリアの政治』第六章)

シェツヒ、ハインツ(石塚伸一訳)「ドイツにおける青少年の極右的暴力行為」(『北九州大学法政論集』第二四卷第一号 一九九六年)

ターロシュ、エマンリヒ「コーポラティズム——オーストリア・モデル」(ラウバー、フォルクマール編(須藤博忠訳)『現代オーストリアの政治』信山社 一九九七年)

パストゥール、ポール(嶋崎正樹訳)「なぜオーストリアは偏向したか」(『世界』第六七六号 二〇〇〇年六月)

ペルンターラー、ペーター(山本佐門訳)「連邦制の理念と課題——オーストリア共和国の現実から」(北海学園大学『法学研究』第三八

卷第二号 二〇〇二年)

ユングヴィルト、ミヒャエル「オーストリアへの制裁と不穏な国民感情」(『Europe』第111号 二〇〇〇年四月)

「大陸を揺さぶる極右の衝撃」(『Newsweek日本版』第一五卷第七号 二〇〇〇年二月一六日)

「オーストリア極右連立政権誕生で欧州議会は大混乱」(『週刊ダイアモンド』二〇〇〇年二月一九日号)

「欧米の反応は大きい」オーストリア極右前党首ハイダーの本当の狙い」(『Themis』二〇〇〇年四月号)

「欧州統合の矛盾をあらわしたオーストリアの『極右連立政権』」(『公研』第三八卷第三号 公益産業研究調査会 二〇〇〇年三月)

「党首辞任してさらに存在感を増すハイダーの『ナチス度』」(『Decide』第一七卷第一二号 サバイバル出版 二〇〇〇年三月)

「極右旋風はどこへ消えた?」(『Newsweek日本版』第一六卷二七号 二〇〇一年七月一八日)

「EU諸国のオーストリア制裁」(『まなび』労働大学 二〇〇〇年四月)

「欧州の右翼政党」(『AERA』二〇〇〇年一〇月二三日)

「EUの『極右制裁』は愚挙」(『選択』二〇〇二年三月)